

決算特別委員会会議録(4)			
日 時	令和6年10月 3日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時00分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、白川・高野・白濱・佐藤・ 下兼・高橋・中村(岩雄)各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・ 建設各部長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新井田委員が白川委員に、酒井委員が高野委員に、平戸委員が白濱委員に、松岩委員が佐藤委員に、小池委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

みらい。

---

○中村（岩雄）委員

◎消費者対応について

令和5年度事務執行状況説明書の中から、生活安全課所管事務について何点かお尋ねしていきます。

消費者教育関係ですが、まず（1）くらしの講座、（2）移動消費者教室、（3）高齢者を消費者被害から守るための講座とあります。

初めに（2）移動消費者教室についてお伺いいたします。

移動消費者教室は4団体に対して行われておりますが、内容についてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

移動消費者教室ですが、申し込む団体の要望に応じて行っております。

市内の団体に対し2回、大学・高校に対し各1回開催しました。

団体に対しましては、保険契約や賃貸トラブルに関する内容で実施し、大学・高校に対しましては、若者に多いインターネットやSNSなど消費者トラブルについての内容で実施いたしました。

○中村（岩雄）委員

次に、（3）高齢者を消費者被害から守るための講座の内容についてお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

高齢者を消費者被害から守るための講座についてですが、毎年テーマを変えて開催しております。

令和5年度は、「相続に関する身近な法律と遺言書作成のポイント」と題しまして、札幌法務局小樽支局長を講師に迎えて実施し、40名の方に御参加いただきました。

○中村（岩雄）委員

それぞれの内容についてお聞かせいただきましたが、それでは、これらの講座の実施によって、どのような成果があったのか、お聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

高齢者を消費者被害から守るための講座で行ったアンケートによりますと、とてもよかった、よかったと回答した方が全体の40%強、よくなかったと回答されていた方が5%となっており、よかったと回答した受講者からは参考になった、新しくなった制度について知ることができてよかったという意見などをいただいておりますので、受講者にとって身近な内容であったことから、自分事として捉えていただけたのではないかと考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、消費者啓発・情報提供についてですけれども、（1）DVDの貸出し業務、（2）展示室業務、（3）消費

者月間パネル展(市役所渡り廊下)、(4)街頭啓発(小樽都通り商店街)、(5)「くらしのニュースおたる」発行とあります。

この中で、「くらしのニュースおたる」についてお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

「くらしのニュースおたる」は、消費生活情報紙として、インターネットでの購入に際しての注意喚起や、特殊詐欺防止のための注意喚起など、消費生活についての情報を伝えるため、約5,500部作成し、6月、9月、12月、3月の年4回、市内各町内会へ配布しているほか、市役所内サービスセンターなどの公共施設に配架しております。

○中村(岩雄)委員

次に、「くらしのニュースおたる」の発行による効果と、消費者保護関係の(1)消費生活相談業務の相談件数が762件とありますが、相談者の年代別の内訳をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

まず、「くらしのニュースおたる」の発行によつての効果につきましては、紙面のタイトルを大きくしたり、イラストを入れたりするなどしまして、高齢者の方にも見やすい紙面を工夫しております。

また、多くの皆さんに見ただけのように、町内会での回覧や市ホームページに掲載しております。

効果について、検証というのはいませんが、消費者トラブルや特殊詐欺被害の防止につながることを期待しております。

また、762件の消費者相談の内訳でございますが、年代別でいきますと、20歳未満が12件、20歳代が37件、30歳代が53件、40歳代が93件、50歳代が141件、60歳代が141件、70歳代が155件、80歳以上が64件、そのほか年齢が分からない・不明となっているものが66件となっております。

○中村(岩雄)委員

年代別に特徴的な相談内容が分かればお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

20歳代以下の特徴的なものを申し上げますと、エステティックサロン等の行うサービスについての相談が多くなっております。

30歳代、40歳代に特徴的なものとなりますと、賃貸アパートや借家など、退去時における修繕や清掃料の相談が多くなっております。

50歳代以上となりますと、使用した覚えのないクレジットカード請求や架空請求についての相談や、インターネットでの購入時にいつの間にか定期購入の契約をしていた等の相談が多くなっております。

○中村(岩雄)委員

60歳以上の高齢者に多い相談に対してどのような対応をされているのか、お聞かせください。

また、同じように20歳代以下の若年者についても同じようにお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

まず、60歳以上の方から多い相談である定期購入の相談に対しましては、相談員が事業者と連絡が取れる場合につきましては、相談内容に応じたあっせんなどを行っております。また、相談者に対しましては、今後トラブルに遭わないよう、インターネットやスマートフォンで購入する場合には、特定商品取引法に基づく表記で、事業者名や代表者名、住所、電話、連絡先、メールアドレスがきちんと記載されているか、販売価格、解約返品についてなどの詳細が載っているか、きちんと確認してから購入するよう、アドバイスしております。

また、身に覚えのない請求につきましては、相談員がクレジット会社へ連絡し、その状況の確認ですとか手続の補助を行っております。SMSやメールからの請求につきましては、対応しないよう伝えるなどの対応をしております。

また、明らかに詐欺が疑われる場合につきましては、警察にも相談するよう伝えております。

次に、20歳代のまでの若年者に多いエステティックサロン等のサービスに関する相談につきましては、クーリングオフの可否の判断ですとか、クーリングオフができる場合には手続の手助けを、また、相談者が解約を希望される場合は、中途解約のあっせんなどを行っております。

○中村(岩雄)委員

小樽市は高齢者が多いことから、高齢者が消費者被害に遭わないような取組を行っていただくことは大変重要であると思っておりますが、また、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴い、若年者が消費者トラブルに巻き込まれる懸念もありますことから、若い世代への被害防止のためにも、引き続き効果的な内容で継続していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎市民生活関係業務について

次に、市民生活関係業務についてですが、(2)コミュニティ組織の充実・活動強化の中で、町会長と市との定例連絡会議について、7月13日と11月22日の年2回行われたようですが、それぞれの回で何町内会からの出席があり、出された要望は何件ありましたか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和5年度の町会長と市の定例連絡会議でございますけれども、まず参加町内会の数としましては、7月が49町内会、11月が46町内会からの御出席がございました。

また、提出された要望につきましては、7月が7町内会から10件、11月が8町内会から15件の提言・要望という形で提出されております。

○中村(岩雄)委員

町内会では地域住民生活に関わる今いろいろな取組に関わっておりますが、恐らくこれまでも道路ですとか公園、ごみ、防災、防犯、交通安全など様々な要望が出されてきたことと思っております。

令和5年度の主な要望の内容はどのようなものでしたでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和5年度の2回の会議では、委員の御指摘のとおり、町内会からは生活に関わる各地域での課題に対する要望を多く出されましたけれども、その中でも主なものとして出ていたものが、町内会の各活動や町内会館の運営に対する財政的支援の要望というものですとか、あるいは、町内会に役員の成り手というのがなかなかおらず、そういった中で現役の役員の方々に負担が生じていることに対する要望という形が出されております。

○中村(岩雄)委員

そこで、出された要望に対して、令和6年度の予算施策で何か対応されたものはありますか。

○(生活環境)角澤主幹

町会長と市との定例連絡会議で出された要望につきましては、これを踏まえながら、令和5年度中に総連合町会と定期的に意見交換いたしまして、優先順位を考えながら対応を進めてきたという経緯がございます。

その中で市が具体化したものということでは、まず、総連合町会補助金の算定においては各町内会の世帯数に応じて算出する額を決定している形なのですが、この世帯数の減少に伴う各町内会に対する補助額への影響が小さくなるような算出方法をまず一つ見直したことがございます。

それから、町内会の役割や活動といったものに興味を持っていただいて、段階的に町内会活動の参加ですとか、町内会役員の成り手といったものの発掘につながっていくように、市のホームページから町内会活動の様子を発信しまして、情報発信を強化したことが挙げられます。

それともう一つは、現役の役員の皆様の負担軽減の一環として、今後、町内会活動のデジタル化というものに対する支援策を検討していこうということでありまして、その第1段階として総連合町会が行う町内会単位でのスマ

ホ教室に対する支援を設けたといったことが挙げられます。

○中村(岩雄)委員

近年の町内会運営には課題が大変多いですので、常に町内会と市との情報交換の下で取組を進めていかなければならないと思いますので、今後もぜひ課題解決に向けて連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に、小樽市ふるさとまちづくり協働事業に関する業務についてです。

これも小樽市のまちづくりを進める上でも欠かせない事業になっているものと感じていますが、まず本事業の目的を含め、概要について説明してください。

○(生活環境)角澤主幹

小樽市ふるさとまちづくり協働事業でございますけれども、本事業は、主体的に行われる公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対しまして、助成金を交付することによりまして、市民との協働による個性豊かなふるさとづくりに資することを目的として実施しております。

こちらを小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を財源としまして、1事業に対して上限30万円の助成を行っているものでございます。

○中村(岩雄)委員

本事業の申請から採択までの決定などはどのように行われているのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

当事業は、まず3月上旬に事業説明会を市民向けに実施いたしまして、同時に募集を開始いたします。

その後、下旬までに申請いただきましてから4月中旬に審査委員会、選考会というものを行ってございます。審査委員会では、各申請事業の公益性を重視しながら審査を行っておりまして、この審査委員会の意見を踏まえて、5月中旬から下旬の間に市で最終的な合否を決定しまして、その後、各団体に事業を着手してもらおうといった流れで行っております。

○中村(岩雄)委員

次に、令和5年度事務執行状況説明書には、助成対象事業は10件との記載があります。どんな分野の事業の内訳になっていますか。同時に、新規継続の別はどうなっていますか、この辺をお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

令和5年度につきましては、採択数は10件のうち、地域活性化関連が3件、芸術文化関連が2件、歴史的建造物関連が1件、青少年関連が2件という形になっております。

このうち新規についてが7件、前年度からの継続が3件で合計10件ということでございます。

○中村(岩雄)委員

当該事業は、今回で16年目とお聞きしておりますけれども、これまでも数々の事業が行われてきたと思いますが、市としては当事業における小樽市内のまちづくりの影響について、これまでの効果をどのように検証されていますか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

本事業につきましては、毎年、事業自体の公益性、効果、先駆性、発展性、こういったものを考慮しながら審査に時間をかけまして、採択を決定している経緯がございますので、対象となった団体には、より広い地域の中で多くの方が参加できるように工夫して事業を実施してきていただいたものと感じております。

例えば、中でも令和5年度では、令和3年度からの継続事業として3年目を迎えた取組として、町内会でのスマホ教室ですとか、小樽JAZZといったような取組がございましたが、こういった取組も令和6年度も継続して行われているということで地域の活性化に貢献しているものもございます。

また、過去に採択した取組を見ましても、やはり、地域活性化、青少年育成、芸術文化、さらに歴史的価値を持

つ地域資源の発掘といった取組といったものも見られまして、本事業の活用をきっかけとして、これまでも本市の特性を生かしたまちづくりに寄与された取組というのが多く見られますので、大いに効果をもたらしてきたものであると考えております。

○中村(岩雄)委員

本事業も、小樽市の様々な分野でのまちづくりを支えてきた取組だと思いますので、こちらもぜひ継続的に、これまで以上に効果的な取組となるように進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎公園愛護会活動について

次に、公園愛護会活動についてお尋ねします。

まず、公園愛護会の活動内容はどのようなものでしょうか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の活動内容としましては、公園内の清掃、除草、施設破損時の連絡などをしております。

○中村(岩雄)委員

公園愛護会の対象としている公園の種類はどのようなものがありますか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の対象となる公園の種類については、特に決まりはありませんけれども、現在活動が行われている公園につきましては、都市公園では街区公園と都市緑地で、そのほかに都市公園以外の公園緑地もございます。

○中村(岩雄)委員

公園愛護会活動に対して謝礼金を支払っておりますが、過去2か年の実績はどうでしょうか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

謝礼金の過去2か年の実績につきましては、令和5年度が139万5,200円、令和4年度が145万2,800円となっております。

○中村(岩雄)委員

その謝礼金の算出方法をお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

謝礼金の算出方法につきましては、1公園につき基本額1万円に加えまして、公園面積1平方メートル当たり8円を乗じた額を合計し、算出しております。

○中村(岩雄)委員

そうしますと、平均すると謝礼金は1公園当たりどれぐらいになるのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

令和5年度の実績でお話ししますと、1公園当たり約2万6,000円となっております。

○中村(岩雄)委員

市内で一番大きい公園の謝礼金はどのくらいになっていきますか。

○(建設)公園緑地課長

一番大きい公園についての謝礼金ですが、令和5年度の実績としましては6万9,200円となっております。

○中村(岩雄)委員

複数の公園に対して活動している愛護会があると思いますけれども、公園愛護会として金額が一番多いのはどれぐらいになっていきますか。

○(建設)公園緑地課長

複数の公園で活動している公園愛護会はございませんが、一つの団体が複数の公園で愛護会活動をしているところがありますので、その団体に対しての金額でいきますと、令和5年度の実績は16万8,800円となっております。

○中村(岩雄)委員

公園愛護会の会員数は全体で何人でしょうか。また、多いところだと何人ぐらいになりますか。さらに、平均でいいますと何人になりますか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

令和5年度の公園愛護会の会員数としましては1,145人となっております。

1公園の愛護会当たり一番多いところが100人となっており、1公園愛護会当たりの平均人数としましては30人となっております。

○中村(岩雄)委員

それぞれの公園愛護会のメンバーに何か特徴的なものというのがありますか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の会員の性別や年齢については把握してはおりませんが、高齢化が進んでいるというお話は聞いてございます。

○中村(岩雄)委員

特徴としては高齢者が多いということ程度の情報なのですね。

公園愛護会の活動時期には何か特徴的なものがありますか。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の活動期間が4月1日から11月15日となっております、活動時期の特徴としましては雑草が伸びる5月から8月に活動が多くなっております。

○中村(岩雄)委員

公園愛護会の活動に対して、小樽市としてはどのような協力をしているのでしょうか、お示してください。

○(建設)公園緑地課長

市の協力としましては、草刈り機の貸出し、草刈り機の燃料の支給、ごみ袋の支給、刈り草の回収、公園愛護活動を支援するための出張相談や情報提供及び報奨金の支給をしております。

○中村(岩雄)委員

今お聞きしたことも含めて、公園愛護会の課題はどのようなものだと捉えておりますか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

先ほども申し上げましたが、公園愛護会の会員の高齢化が進み、活動を行うことが難しくなっている団体が増えてきておりまして、公園愛護会が減少していることが課題だと認識してございます。

○中村(岩雄)委員

その課題に対して小樽市としてはどのような対応を行っていますか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会への参加範囲をより多様な市民の方に参加いただけるよう、地域住民に限定した記載だったものを、市民団体、その他の法人なども参加できるように公園愛護会の設立要綱の改正を行いました。引き続き、公園愛護会が存続及び増加する方法につきましては検討しているところでございます。

○中村(岩雄)委員

今お答えいただきましたように、これから市民に対しての周知が大事だと思います。公園愛護会はこれからも貴重な存在となっていくと思いますので、ぜひ市としては適切な対応をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

◎空き家対策業務について

次に、空き家対策業務についてお尋ねいたします。

まず、過去5年間の空き家に関する相談件数はどのようになっていますか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

過去5年の空き家に関する相談件数についてなのですが、平成31年度が104件、令和2年度が148件、令和3年度が279件、令和4年度が225件、令和5年度が275件でありました。

○中村(岩雄) 委員

それでは、令和5年度の相談内容としては、主にどのような内容が多かったのか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

主な相談内容としましては、落雪に関する相談が一番多く、次に、建物の建材の飛散・破損についてや敷地内の雑草や樹木についてというのが主な相談で、以上のように空き家の管理がよくないということによる相談がほとんどであります。

○中村(岩雄) 委員

市民から苦情・相談が来た場合、小樽市ではどのような対応をされていますか、お答えください。

○(建設) 松原主幹

苦情・相談が来た際の対応としましては、まずは現地をすぐ確認し、その後、建物の所有者の住所や、所有者が亡くなっている場合は相続人の調査を行います。その後、発送する所有者等への指導文書には、現状の写真や空き家に関するパンフレットを同封し、改善がされるまで粘り強く指導を行ってまいります。

○中村(岩雄) 委員

それでは、特定空き家等とは、どのような建物のことを言うのか。

それと、特定空き家等が3件認定されたということですが、どのような状態の建物になっていて認定されたのでしょうか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

特定空き家等とは四つの観点で判断しております。

一つ目が、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、二つ目が、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、三つ目が、適切な管理が行われていないことなどにより著しく景観を行っている状態、四つ目が、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態という状態の建物で、簡単に言いますと、周辺に悪影響を与えている危険な空き家ということになります。

また、令和5年度に3件が特定空き家等として認定されましたが、3件ともそのまま放置をすれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の建物でした。

○中村(岩雄) 委員

今、四つの条件をお示しいただいたのですけれども、四つ全部の条件がそろうということでしょうか、それともそのうちの一つでも条件が合えばということなのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○(建設) 松原主幹

特定空き家の判断する観点を先ほど四つ御説明しましたが、一つでも該当すれば特定空き家になり得ることになります。ただ、一つがその状態であるとなっても、そのほかの項目、敷地状況も勘案して総合的に判断させていただくことになっております。

○中村(岩雄) 委員

それでは、小樽市空家等対策会議が2回開催されていますが、その会議ではどのような議題があったのでしょうか、お聞かせください。

○(建設) 松原主幹

小樽市空家等対策会議の議題としましては、空き家・空き地バンク制度の見直しについて、空き家関連の団体との協定について、相談会・セミナーの開催について、空家等対策計画に基づいた空き家対策事業の報告、特定空き

家等の認定についてというのが議題となっております。

○中村(岩雄)委員

次に、被相続人居住用家屋確認書とありますが、これはどのような制度内容なのでしょうか、御説明ください。

○(建設)松原主幹

被相続人居住用家屋確認書につきましては、平成28年に始まりました相続した家屋を期限内に一定の要件を満たして譲渡した場合、譲渡取得から3,000万円控除される制度で、この制度を受けるために市が発行する確認書が必要となるため、発行しているものです。

○中村(岩雄)委員

同じように低未利用土地等確認申請書とありますが、これはどのような制度内容なのか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

低未利用土地等確認申請書につきましては、令和2年度から始まりました。使用していない土地等を譲渡し、一定の基準を満たした場合、長期譲渡取得から100万円控除される制度で、この制度を受けるために市が発行する確認書が必要となるため、発行しているものです。

○中村(岩雄)委員

次に、北海道が主催する空き家に関する会議、研修会などの3回の内訳と、その会議の議題などの内訳、内容についてお聞かせください。

○(建設)松原主幹

北海道が主催する空き家に関する会議、研修会等の3回の内訳としましては、北海道空き家等対策連絡会議は2回開催、北海道土地政策推進連携協議会は1回開催しております。

議題としましては、北海道における空き家対策、空き地対策についてや、令和5年の法改正の内容などについてというのが議題となっております。

○中村(岩雄)委員

小樽市特定空家等住宅除去費補助制度とありますが、これはどういう補助をする制度の内容になっているのか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

小樽市特定空家等住宅除却費補助制度とはということですが、一定の基準に基づき判定された空き家を解体する際に、解体費の3分の1かつ30万円を上限に、解体費の一部を補助する制度となっております。

○中村(岩雄)委員

補助制度の補助対象になる建物は一体どのような建物が対象になるのか、お聞かせください。

○(建設)松原主幹

補助対象になる建物についてですが、まず、個人が所有する住宅空き家を対象としており、次に、建物の状態が特定空き家か特定空き家等に準ずる状態であり、かつ不良住宅と認められる建物が対象となっております。

建物の状態について簡単に申しますと、近隣に悪影響を及ぼしている建物で、建物自体が傷んでおり、そのままでは居住することは難しいというような状態の建物が補助対象の建物となっております。

○中村(岩雄)委員

今、るるお聞きしてまいりましたが、今後、引き続きこれらの点についてお尋ねする機会を設けていきたいと思っております。

◎小樽市立地適正化計画策定委員会について

次は、小樽市立地適正化計画について事務執行状況説明書よりお尋ねしていきます。

まず、事務執行状況説明書を見ると、令和5年度に小樽市立地適正化計画策定委員会を2回開催しておりますが、

その内容、それからどのような意見があったのかをお聞かせください。

○(建設)三浦主幹

令和5年度に開催した小樽市立地適正化計画策定委員会の内容についての御質問でございますが、令和5年10月31日に第6回、年が明けた令和6年2月14日に第7回目の小樽市立地適正化計画策定委員会を開催しておりまして、第6回は居住誘導区域、第7回は都市機能誘導区域と誘導施設について協議していただきました。

小樽市立地適正化計画策定委員会が出された御意見につきましては、委員会を非公開で開催したため詳細は申し上げられませんが、主な御意見としては、第6回は区域設定の考え方や、観光都市宣言をした年であり、観光の考え方も取り入れたほうがよいのではないかという御意見、そして、第7回は区域や誘導施設の設定の考え方について御意見をいただいております。

○中村(岩雄)委員

主な御意見ということでお聞きいたしました。

次に、第6回と第7回の小樽市立地適正化計画策定委員会の協議内容は、この計画策定のどのような段階なのか、お聞かせください。

○(建設)三浦主幹

計画策定のどの段階なのかという御質問でございますが、まず、計画の構成や策定の順序から申し上げますと、小樽市立地適正化計画の策定に当たっては、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きの順序を参考として検討を行っておりまして、その構成、順序といたしましては、基本方針、誘導区域へ誘導施設、誘導施策、そして防災指針、目標値等の計画の評価の順で検討を行っております。

そして、どの段階とのことでございますが、現在のところ令和7年3月の策定を目指しているところでございまして、令和3年度に小樽市立地適正化計画策定委員会を立ち上げ、令和3年、4年の2か年で基本方針、そして、令和5年度に先ほど申し上げました誘導区域と誘導施設について御協議をいただいた段階にございます。

なお、今年度につきましては、誘導施策、防災指針、計画の評価、そして、取りまとめた計画素案について御協議いただく予定でございます。

---

○白濱委員

◎水道事業・下水道事業について

水道事業会計と下水道事業会計につきまして、決算及び事務執行状況説明書の中から御質問してまいります。

まず、令和5年度の水道事業会計の経営成績は純利益を生じております。人口がじわじわと減少することにより、給水人口の減少、水道施設の老朽化や設備更新を抱えている中で、継続的に純利益を計上されております。

令和5年度の決算を終えて、経営状況についてどのように捉えているのか、特に純利益やキャッシュフロー、運転資金等についての傾向を踏まえまして、見解をお示しく下さい。

○(水道)総務課長

令和5年度水道事業会計では、純利益が2億4,945万2,901円となりまして、キャッシュフローの状況では資金期末残高が12億4,401万9,574円、運転資金となる年度末資金過不足額は15億2,685万4,153円となりました。

前年度と比べ純利益は減少している傾向ですが、主に労務単価の上昇による委託料の支出増加や物価高騰による薬品費の支出増加などが要因と考えられます。

人口減少で収益は落ちているものの、業務用の給水収益が回復傾向にあることや、経費節減などにより純利益が生じているものと考えております。

そのため、経営するための収入は確保できていることから、運転資金も確保ができ、安定した経営を続け、安心・安全な水を供給できているものであります。

○白濱委員

令和5年度の下水道事業会計の経営成績も純利益を生じているわけではありますが、利益幅が水道会計より若干低いのですけれども、こちらも継続的な純利益を計上されております。

そこで、この下水道事業会計の令和5年度の決算を終え、経営状況についての見解もお示しください。

○(水道)総務課長

令和5年度下水道事業会計では、純利益が1,553万6,709円となり、キャッシュフローの状況では資金期末残高が7億4,019万4,619円、運転資金となる年度末資金過不足額は5億256万3,541円となりました。

水道事業会計と同じく、前年度と比べ純利益は減少している傾向です。要因も水道事業会計と同様になりますが、主に労務単価の上昇による委託料の増加、物価高騰による薬品費の支出増加などが要因と考えられます。

水道事業会計に比べ純利益が大きく生じていない状況ではありますが、業務用の下水道使用料収益が回復傾向にあることや企業債の償還が進んでいることによる利息の支出減少による純利益が生じているものと考えております。

現金や運転資金は、水道事業会計と比較すると少ないものの、経営するための収入は確保できていることから、運転資金も確保ができ、安定した経営を続け、汚水の処理を確実にできているものであります。

○白濱委員

決算は、予算がどのように執行されたかを評価できるのと、同時に年度の成果報告とも言われているものであります。この状態を少しでも長く継続していただくことをお願い申し上げます。

次に、企業債についてお伺いいたします。

まずは、企業債とは何かをお知らせ願います。

○(水道)総務課長

企業債とは工事等に必要な資金を調達するための方法の一つでありまして、国等の公的資金、銀行等の民間資金からの借入れのことをいいます。

○白濱委員

次に、この企業債のスパンで申し上げますと、5年間程度の傾向につきまして、水道事業会計、下水道事業会計をそれぞれお示し願えますでしょうか。

○(水道)総務課長

企業債借入についてですが、水道事業会計では、令和元年度で7億7,500万円、令和2年度で8億9,340万円、令和3年度で6億8,860万円、令和4年度で8億2,720万円、令和5年度で7億9,830万円となっております。下水道事業会計では、令和元年度で5億3,480万円、令和2年度で10億5,260万円、令和3年度で5億9,650万円、令和4年度で7億9,150万円、令和5年度で6億3,450万円となっております。

これらは、工事等に必要な資金として借入れをしており、計画的に工事を進めておりますので、その年度の計画をしている工事の総量によって左右されることとなります。

○白濱委員

企業債に関しましては、公平性の観点から下水道使用者だけで負担するのではなく、やはり工事には借入れが必要だと思っておりますので、そういった観点からも、この企業債は必要なことだと思っております。

次に、下水道事業における国庫補助制度はたくさんあると思いますが、この交付金制度のうち、これまで本市で受けた交付金についてはどのようなものがあるのでしょうか、お知らせ願います。

○(水道)下水道事業課長

本市の下水道重事業において活用している交付金制度としましては、主に社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金があります。

○白濱委員

令和5年度は、このうちのどちらの交付金を交付されたのか、お知らせ願えますでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

令和5年度については、防災・安全交付金を活用しております。

○白濱委員

令和5年度の下水道事業会計の中で、予算執行状況における建設改良費などの不用額が5億7,422万5,508円出ておりますので、この不用額の理由についてお知らせ願えますでしょうか。

○(水道)下水道事業課長

5億7,422万5,508円の不用額の主な要因としましては、令和5年度の国土交通省へ要望した交付金7億5,660万円に対し、約7割の5億1,209万2,000円の交付額となったためであり、企業債、借入分と合わせ約5億円が不用額となっております。

このほかに、道道小樽環状線や新幹線関連の工事の遅れにより未実施となったものが挙げられます。

○白濱委員

要望額に対する分配が満額でないということでありました。

それでは、この交付額の減額により令和5年度に予定していた工事に対する影響はなかったのでしょうか、お聞きいたします。

○(水道)下水道事業課長

交付金の減額に対する工事の影響につきましては、令和5年度に未発注となった工事が4件あり、このうち3件は令和6年度で、残り1件につきましては、予算の関係上、令和7年度にて実施する予定となっております。

○白濱委員

順調にいきますことを願っております。

次に、水道メーターの管理状況の中から、故障修理について伺ってまいります。

令和5年度は故障修理が8,060戸と記載されておりました。この故障修理とはどのような内容のものなのか、御説明をお願いいたします。

○(水道)業務課長

故障修理につきましては、省資源、省エネルギー及びコスト削減の観点から、主に有効期限が満期を迎え、回収された水道メーターを洗浄などの処理工程を経て再利用したものになります。

○白濱委員

費用対効果が大きいというわけでありませう。

それでは、この令和5年度の故障修理、リサイクルですか、この費用額についてお知らせ願えますでしょうか。

○(水道)業務課長

令和5年度の修理費用は消費税込みで949万5,200円となっております。

○白濱委員

その水道メーターの代金と取付費用は、新築の場合を除いては本市の持ち出しと認識しております。

そこでお伺いしますが、このメーターの最新の単価について、式別にお知らせ願えますでしょうか。

○(水道)業務課長

水道メーターの購入費用ですが、総額で購入しておりますので、市内で一番多く設置しております13ミリの電子隔測式水道メーターの相当額は、消費税込みで1万2,320円ぐらいになっております。

○白濱委員

次に、水道メーターは満期で6,000戸以上ありますので、現在の本市のメーター購入方法についてお知らせ願えま

すでしょうか。

○(水道)業務課長

指名競争入札で行っております。

○白濱委員

指名競争入札で行っているということで、適正な価格で入札、購入されているということが分かりました。同時に、財政負担が少しでも軽減されるように今後もお願いしたいと思っております。

次に、調定件数と調定額について、これまでの数年間の増減の傾向について具体的な数字を基にお知らせください。

○(水道)業務課長

コロナ禍の令和2年度と令和5年度の調定件数及び調定額について、家事用、業務用に分けて消費税抜きで申し上げますと、初めに令和2年度の水道の家事用の調定件数は29万9,876件で、調定額は12億9,404万8,433円、下水道の家事用の調定件数は28万8,999件で、調定額は10億7,199万6,997円、令和5年度の水道の家事用の調定件数は29万3,997件で、調定額は12億1,566万1,474円、下水道の家事用の調定件数は28万4,834件で、調定額は10億1,860万9,407円、調定件数では水道は5,879件の減、調定額では7,838万6,959円の減、下水道は調定件数で4,165件の減、調定額では5,338万7,590円の減となっております。

この間、給水人口が5,955名減っておりますので、人口減少によるものと考えております。

次に、令和2年度の水道の業務用の調定件数は2万7,797件で、調定額は8億4,310万1,376円、下水道の業務用の調定件数は2万4,792件で、調定額は7億463万3,958円、令和5年度の水道の業務用の調定件数は2万8,002件で、調定額は8億9,593万1,634円、下水道の業務用の調定件数は2万5,135件で、調定額は7億6,219万1,964円、調定件数では水道は205件の増、調定額では5,283万258円の増となっており、下水道の調定件数は343件の増、調定額は5,755万8,006円の増となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、調定額等が大幅に減少した宿泊関係や飲食関係などが回復傾向にあると考えております。

○白濱委員

この調定額の微減は、収益にも大変影響を及ぼすものでありますので、世情の状況も反映されると思いますけれども、今後も注力してまいりたいと思っております。

続きまして、水洗化促進事業についてお伺いしてまいります。

令和5年度の戸別訪問が113戸と示されております。この令和5年度末の時点の水洗化率と水洗化されていない世帯数をお知らせ願います。

○(水道)サービス課長

令和5年度末の水洗化率は、98.1%となっております。水洗化されていない世帯数につきましては、1,334世帯となっております。

○白濱委員

また、その113戸について、戸別訪問の啓発方法と効果についてもお知らせ願えますでしょうか。

それともう1点お聞きしたいのですが、現在水洗化できていないところはありますか、こちらも併せてお知らせください。

○(水道)サービス課長

啓発方法につきましては、水洗化のお願いの文書を113戸に戸別に配布を行い、効果につきましては2件水洗化を行いました。戸別訪問以外でも、ホームページや水道局の広報誌にて周知、啓発を行った結果、8件水洗化を行っております。

また、先ほどの現在、水洗化できないところにつきましては、下水道の計画面積と人口でお答えさせていただきます。全体計画面積が3847.8ヘクタールに対し、1085.01ヘクタールが整備していない面積となります。人口では、全体人口が10万5,661人に対し、897人となります。

**○白濱委員**

水洗化されていないところもあるということと、また、啓発の効果が現れたということがよく分かりましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、水道事業の給水管修繕工事につきまして、令和5年度が62件と記されております。令和4年度と比較すると100件以上、令和2年度と比較すると200件以上少なくなっておりますけれども、この事情についてお知らせ願えますでしょうか。

**○(水道)水道事業課長**

事務執行状況説明書に記載の給水管修繕工事件数は、家の中の蛇口や水抜き栓の故障など、使用者の方が修理を行わなければならない箇所について、水道局にお問合せをいただいた際に修繕業者の紹介を行い、工事を実施した件数でございます。

令和5年度は、以前に比べ件数は大きく減少しましたが、水道局の広報誌やホームページで給水装置の管理についてお知らせしていることもあり、水道局を介さず、直接、修繕業者に工事を依頼している方が増加していると想定され、結果、件数が減少しているものと考えてところでございます。

**○白濱委員**

いろいろとお尋ねいたしましたけれども、安心しておいしく飲める水の供給を目指しまして、将来、資金不足による水道料金や下水道使用料の値上げ改定につながらないためにも、施設設備等の更新を含め、より一層の計画的な取組をお願ひ申し上げます。

**○委員長**

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

公明党に移します。

---

**○白川委員**

**◎障害者就労支援について**

まず、令和5年度各会計決算説明書の障害者福祉費の訓練等給付費についてお伺ひしたいと思います。

令和5年時点で本市において障害をお持ちの方はどれくらいいらっしゃるのか、お示しください。全体数と、内訳として身体障害者数、知的障害者数、精神障害者別でもお願ひいたします。

**○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹**

障害者手帳の交付者数を基に答弁させていただきます。

まず、全体としまして、手帳をお持ちの方は令和5年度末で8,081人でございます。内訳としまして、身体障害者手帳が5,610人、知的障害者になりますが、療育手帳をお持ちの方が1,591人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が880人でございます。

**○白川委員**

次に、本市の障害者数全体と身体障害者、知的障害者、精神障害者別の内訳の過去5年の推移についてどういう傾向と、そこにはどういった背景があるか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

まず、全体の推移につきましては減少傾向でございます。内訳としまして、身体障害者につきましても減少傾向でございます。知的障害者及び精神障害者手帳をお持ちの方は増加傾向でございます。身体障害者の減少につきましては、本市の人口減少に伴うものと考えてございます。

それに反しまして、知的障害者、精神障害者の増加傾向でございますのは、一定程度の周知が進んだことと、障害をお持ちの方の申請する抵抗が低くなったという意識の変化などがあると考えてございます。

○白川委員

次に、障害者福祉費の訓練等給付費なのですが、これは就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援と分けられていると思いますが、それぞれの目的と概要について御説明いただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

就労継続につきましてはA型、B型の2種類ございます。

まず、就労継続支援A型につきましては、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものでございます。

就労継続支援B型につきましては、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても、通常の事業所に雇用されることが困難な者につき生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものでございます。

就労移行支援につきましては、就労を希望する人に一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うものでございます。

就労定着支援につきましては、就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う生活面、就業面の課題が生じている方に就労の継続を図るため企業や自宅への訪問を行い関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うものでございます。

○白川委員

次に、行政評価の指標である就労支援の利用者数について、最新の実績値と、それが目標値に対してどういふように推移しているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

最新の実績値ということで8月末時点の人数になりますが、就労移行支援が16人、就労継続支援は615人、就労定着支援は10人ということで合計641人でございます。

○白川委員

就労支援の利用者数が、令和3年度の実績値をピークに減少傾向にあつて、令和5年度で少し上がっていると思うのですが、これについてはどういふ分析をされているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和3年度が減少傾向にあるということですが、様々な要因があると思います。その要因の一つには、新型コロナウイルス感染症の影響があると思われますし、また、障害者の意向という様なものでございます。そういった様々な要因を伴った結果の数値と認識しております。

○白川委員

次に、就労継続支援のことについてお伺いします。

就労継続支援の延べ利用回数の過去5年の推移と、そこからどのような傾向が見えるか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

就労継続支援の過去5年間の推移でございますが、延べ利用人数ということで、令和元年度が5,274人、令和2年度が5,512人、令和3年度が6,104人、令和4年度が6,759人、令和5年度が6,979人ということで増加傾向にございます。

○白川委員

継続支援の利用者数が減っている中で延べ利用回数が増えているというのは、1人当たりの利用回数が増えているという認識でよろしいのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

委員のおっしゃるとおり、1人当たりの利用が増えているものと考えております。

○白川委員

そうすると、以前よりも1人の障害者の方が、より多くの訓練を受けられていると思うのですけれども、そこから生まれる効果としてはどのようなものがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

効果というものを一概にお答えするのは難しいのですが、障害者の特性によっていろいろな場面がございます。間違いなく、そういう経験を積めるということについては、プラスになっていると考えてございます。

○白川委員

障害者人口が年々減っている状況ではあるのですけれども、その中で訓練等給付費の予算執行率も令和3年度以降、ほぼ100%で決算額も増えているという状況で、それだけこの事業が重要であると思うのです。

具体的にはどういう内容で、どういったことをされているのか、お聞かせいただきたいのと、また、その内容は年々変わってきたのでしょうか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

就労継続支援につきましては、各市内に事業所がございます。そういった事業所におきまして、障害者が就業に就けるような日常訓練、そういったものを、働きながら、給料をもらいながら行っているというものでございます。

内容につきましては、支給方法などは全国一律の制度で決められていることでございますので、内容が大きく変わるということは基本的にはございません。

○白川委員

次に、就労移行支援についてお伺いします。

これは障害者が就職するための訓練、入り口と捉えているのですが、これについても延べ利用回数の過去5年の推移と、そこから見える傾向についてお伺いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

就労移行支援の延べ利用人数の過去5年の推移でございますが、令和元年度につきましては397人、令和2年度が451人、令和3年度が318人、令和4年度が239人、令和5年度が230人ということで減少傾向にございます。

○白川委員

減少傾向にある中で、令和3年度の利用者数が令和4年度には半分以上減って、令和5年度は横ばいという結果になっていて、障害者人口が年々減っているとは言え、利用者数は極端な減り方の推移に思えるのですが、これについてはどのように分析をされておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

原因の特定につきましては非常に難しいと考えてございますが、令和3年度が減っていることにつきまして、新型コロナウイルス感染症の影響もございます。

また、働き先、受け入れる側の影響、もしくは本人の就業に対する意欲の問題もあるかと思えます。そういった

ものの結果と受け止めてございます。

○白川委員

受入先の事情や本人の意欲、確かにそうだと思います。

次に、訓練等給付費の就労移行支援の予算執行率について聞きたいのですが、令和3年度で約70%、令和4年度では約60%、令和5年度では約98%となっております、この執行率のばらつきについてはどのような理由が挙げられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

これにつきましても、先ほどの答弁と少しかぶるところがございますが、その理由の特定というものを明確に示すのは、なかなか難しいと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響であったり、また、障害者の意向を踏まえた結果であると考えてございます。

○白川委員

障害者人口が年々減ってはいるのですけれども、本市の総人口も減っている中で、本市の総人口に占める障害者の方々の人口の割合というのが、少しずつ上がっていているということが数字としても表れていると思うのです。

障害者の方も社会参加をすることで生きがいを感じることができれば、よいのではないかと考えたときに、この就労移行支援の事業規模というものが縮小に見えるようなものではなくて、もう少し大きくてもいいのではないかなと思うのですけれども、これについて見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

まず、全体の人数ということでございますが、この高齢者の方が占める割合が増えているという状況の中で就労に稼働年齢の方がそれほど増えていないというのが一つございます。当然、こういったものを活用される意向の方がいらっしゃれば支援する方向で、市は応援したいと考えてございます。

○白川委員

障害者の方が就労したいという意欲が湧くような方向性を持っていければ、よりよくなるのかと思います。

次に、就労定着支援についてお伺いします。

施策の目的と内容から、問題や課題があれば対応するのかなと思うのですが、これは利用者が少なければ少ないほどいいということになるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

一つの考え方としましては、課題が生じた場合の支援という考え方がございますので、その意味では少ないほうがいいということがございます。あとは、実際に多い、少ないにつきましても、やはり障害者の意向を踏まえた結果と捉えてございます。

○白川委員

そうすると、毎年予算が減っている中で、訓練等給付費の予算執行率が70%を切っているというのは、ある意味では順調に推移しているということでもよろしかったでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

課題が生じた場合の支援という考え方に立てば、そのとおりでございます。

○白川委員

現実問題として、一定程度の課題や問題に対処するというところでゼロにはならないと思うのですけれども、そういった部分で予算立てをしていると考えるのです。例えば、令和4年度の決算の見込みから、どういう見直しや検証があって令和5年度の予算を導いたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和4年度の決算見込みから令和5年度の予算ということでございますが、この考え方につきましては、予算策

定時に過去3年間の数字を参考にしてございます。そこで、人数につきましては過去3年間の伸び率、金額につきましても過去3年間の伸び率を加味しまして、その人数と1人当たりの金額を掛け合わせて予算設定をさせていただいております。

**○白川委員**

次に、厚生労働省によれば、令和5年度の全国の障害者総数というのが推計で約1,160万人いると言われていた中で、その中で身体障害者数が37.59%いらっしやると。全体の中で知的障害者が9.43%、精神障害者の方が53%という内訳が出ているということでした。

本市の状況と照らし合わせると、割合に大分、差があると思うのですが、この差についてはどのように分析されておりますでしょうか。

**○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹**

この差につきましては、特別の分析をしているわけではございませんが、全国に比べて身体障害者が多く、精神障害者の割合が少ないというのは、本市の地域特性であると考えてございます。

**○白川委員**

次に、就労支援の対象となる18歳から64歳の在宅者の障害者の方が、先ほど全国で障害者総数が推計で約1,160万人いると言われていましたが、その中で約480万人いらっしやるということでございました。

その内訳としては、身体障害者数が全体の21.1%、知的障害者数が12.8%、精神障害者数が66.81%ということで、先ほど本市のこれまでの障害者の方々の推移を伺っていましたら、やはり、身体障害者の方が減って行って、知的障害者、精神障害者の方々の比率が増えていくというのを考えたときに、全国平均の部分に徐々に近づきつつあるのかと。

そうなったときに、各就労支援に係る予算のバランスというのとはどのように変わっていくのか、もし分かればお示しください。

**○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹**

現在は先ほど申し上げたような考え方で、特に内訳を分けている形で予算はつくっておりますが、こういった精神障害の方の割合が増えて、要因が大きくなった場合につきましては、要因を当然、加味した形の予算編成を考えていきたいと考えてございます。

**○白川委員**

障害者の就労というのは、本人の自立と社会参加の重要な柱であると思うのです。それと同時に、誰もがその能力を存分に発揮して活躍ができる共生社会というところの実現には欠かせませんというところを公明党としても強調しているのです。

就労支援事業は、今後も継続実施していただく上で、令和5年度で見つかった課題はどういったものがあるか、お聞かせいただけますでしょうか。

**○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹**

令和5年度におきましての課題としましては、やはり、一般就労になかなか結びつかないということ、それから、先ほどありました継続支援でとどまってしまうというか、そちらの利用が続くということで、なかなか一般就労に結びつかないというようなことがございます。

**○白川委員**

この課題は大変な課題だと思いますので、ぜひ内容を精査して進めていただければと思っております。

次に、数字上では各小施策の進捗が前進をしていると見てとれるのですが、市民アンケートで障害のある人が暮らしやすいと感じている市民の割合が、前回の確認数値から3.5ポイント下がっていることが確認されました。

この結果について、どういったところに原因があるのかなど、どういった形で分析をされているのか、お聞かせ

いただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

小樽市総合計画のアンケート結果のことと思いますが、原因分析については、こちらで直接は実施しておりませんが、今後、障害福祉サービスの実施に向けましては、課題があれば、できることから解決していきたいと思いき、この結果につきましては、事実として受け止めたいと考えてございます。

○白川委員

個人的には、市が進めている施策というのは非常に障害者の方々のためになっていると思ってはいるのです。それが市民の方々からしたら、こういったアンケートの数字だけで見ると、やはり、中長期的に市はやっていますと。でも、市民の方々は、今、望んでいることに対して足りないよということで乖離が出ているのかと思います。そういった部分がしっかり埋まるような形の施策も進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎都市景観形成事業費について

次に、都市景観形成事業費の中の歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金についてお伺いいたします。

この事業の目的、概要について御説明いただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

助成金の目的、概要でございますけれども、市が登録・指定を行った歴史的建造物の所有者に対して、建造物の外観保全に要する経費の一部を助成することにより、所有者の経済的な負担を減らし、本市の歴史的な町並みを形成している歴史的建造物の保全を図ることを目的、概要としております。

○白川委員

外観の保全に要する経費の一部を助成されるということだったのですけれども、その助成の条件や内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

まず、助成金の内容でございますが、先ほど答弁させていただいたように、歴史的建造物の外観保全に要する経費の一部について助成するものであります。助成率につきましては、建造物の外観の工事の場合は、それに要する経費の3分の1以内、限度額は指定歴史的建造物の場合は600万円、登録歴史的建造物の場合は300万円などとなっております。

対象につきましては、建築物の外壁や屋根などの外観及び建築物と一体をなす工作物の外観を保全する行為を対象としておりますが、外観を保全するために必要となる構造補強や断熱、防水も対象となっております。

○白川委員

その中で、令和5年度の実施事業の実施状況について、保全件数と助成件数についての結果をお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和5年度について、まず、保全件数でございますが、軽微な管理行為を除きますが、歴史的建造物を修繕する際に事前に届出をいただいたものが1件ございますので、この1件について保全が図られたということ把握してございます。

この1件につきましては、前年度に助成を受けていたため、令和5年度に助成の申請を行っておらず、そのほかの市登録指定歴史的建造物についても、助成金の申請がなかったことから、令和5年度の助成件数についてはゼロ件となっております。

○白川委員

ちなみに、この事業の令和元年度からの実施状況の推移についてもお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和元年度から令和4年度までの助成件数の推移ということで答弁させていただきます。

助成件数につきましては、令和元年度が3件、令和2年度が2件、令和3年度が1件、令和4年度が2件となっております。

○白川委員

そもそもの施策の指標で、指定歴史的建造物の指定件数は、基準値は79件で、目標値も79件となっていたのですが、今ある79件をしっかりと保全していこうという意味合いでよろしかったのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

指定件数の79件ということでございますが、委員がおっしゃられるように、指定歴史的建造物の保全を図りまして、解体がないように維持するという考え方でございます。

○白川委員

市のホームページを参照すると、もともと小樽市では昭和58年に小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例を制定して、31棟の歴史的建造物が指定された。さらに、平成4年には新しい条例が制定されて、市内全域を対象に歴史的建造物の実態調査が行われておりました。

その中で第一次調査では、対象になった建物が2,357棟で、第二次調査ではその中から主要な508棟を選出されて、そこから調査や審議会の審議を受けて、保全すべきものを、先ほどあった登録歴史的建造物として登録されて、この中から、さらに所有者の方々の同意を得て指定したのが、小樽市指定歴史的建造物で、現在の79件となっているということが確認できました。

事務執行状況説明書では、指定歴史的建造物の指定がゼロ件となっております。過去5年を遡っても、この項目があつて指定件数は全部ゼロ件だったのです。これは、例えば、小樽市登録歴史的建造物の所有者が変わって、指定してほしいとなったら79件から増える可能性があるということ認識していいのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

指定になるかどうかということですが、改めて調査が必要となりますけれども、歴史的な価値が確認され、所有者の同意が得られるものについては可能性があるものと考えております。

○白川委員

そうした場合に、小樽市登録歴史的建造物と小樽市指定歴史的建造物が数ある中で、令和5年度の助成件数がゼロ件というのは、事業としてはあまり芳しくない結果のように受け止めてしまうのですけれども、この結果について所感をお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和5年度の助成件数がゼロ件であることについてですが、所有者の事情ということになりますけれども、資材の高騰などの影響もあり、計画内容の変更、実施時期の変更を検討することになったと所有者から聞いておりました。延期をしていくようなお話も聞いておりますので、事業としては必要なものと考えてございます。

○白川委員

確かに、私もこの事業は非常に必要なものだと考えております。

その中で、令和5年度の都市景観形成推進事業費の予算執行率を見ると24.7%でございます。これについて令和元年度からの執行率というものほどのように推移しているのか、お示しいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和元年度から4年度までの執行率の推移ということでお答えいたしますが、令和元年度が84.2%、2年度が

36%、3年度が16.6%、4年度が48.6%となっております。

○白川委員

このばらつきというのは、やはり、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金の助成件数が影響したものなのでしょうか。何かほかに理由があれば、御説明いただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

ばらつきの要因でございますが、市登録指定歴史的建造物の助成件数が想定より下回ったことが要因でございます。

○白川委員

大きな部分を占めているということが確認できました。

次に、歴史的建造物への助成融資については、市のホームページでも紹介されておりました。詳細資料の「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」による助成及び融資のあっせんのあらましの中で、歴史的建造物の助成を利用する場合は、予算の状況によっては助成の額や時期等を調整させていただく場合があるため、事前に御相談くださいとの注意書きがありましたが、こういった調整を行ってもやはりばらつきが生じるものなのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

ばらつきにつきましては、所有者の事情がございますので、この辺の影響があります。やはり、社会情勢もございますので、その辺を踏まえて、どうしても予定どおりにいかなかったところがあるという状況でございます。

○白川委員

次に、令和4年度の行政評価調書に移ります。

指標推移への対応方針で、歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金について、助成制度の周知徹底と国の支援制度導入を見据えた財源のあり方を検討するとあったのですが、令和5年度はこの対応方針に基づいて、具体的にどのような対応を進められたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和5年度の対応状況でございますけれども、市登録指定歴史的建造物の所有者に対するアンケートの調査を行った際に、助成金の周知を行ったほか、国の支援制度を活用するため、歴史的風致維持向上計画の策定に着手しております。

○白川委員

取組がなされていたということございました。

令和3年度の行政評価調書にも同様の文言が記載されておりましたが、ちなみに令和4年度の対応状況はどうだったのでしょうか。文字だけだと、進捗がなかったような印象を持ってしまいますけれども、この点について御説明いただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

令和4年度の対応状況でございますが、4年度につきましては、歴史的建造物の現状把握に努めまして、所有者と面会する機会があれば情報提供などを行ったところでございます。

また、国と協議を行いながら、歴史的風致維持向上計画の策定に向けて準備作業を進めておりました。

○白川委員

ちなみに助成制度の周知徹底というところで、市のホームページで、私も助成のワードで検索してみたのですが、この歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金にたどり着けなかったのです。歴史的建造物というワードがあって、初めて引っかかる状況だったのです。それが分からないと、その他の助成制度、国・北海道のページにあるのかと思って、市民目線からするとそちらに行ってしまうかと思うのです。

実際にそのページに行っても、最終的にページの下にリンク先があって、そこには北海道につながるのですけれ

ども、お探しのページは見つかりませんという形で、古い情報がそのまま載っているという状況になっていました。利用者側からしたら優しくないという印象があるので、これには見直しが必要であると考えております。対応をお願いしたいと考えております。

次に、令和4年度の行政評価調書に話を戻します。

指標推移への対応方針では、令和3年度にはなかった「歴史まちづくり法」による支援制度の活用を目指し「歴史的風致維持向上計画」の策定を推進するとともに、引き続き「伝統的建造物群保存制度」等の国の支援制度を含めた取組を検討する」とございました。この歴史的風致維持向上計画の策定について、令和5年度の決算説明書にも、歴史的風致維持向上計画推進経費として計上されておりました。

この歴史的風致維持向上計画推進経費について御説明いただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的風致維持向上計画推進経費についてでございますが、令和5年度から計画策定に着手しておりまして、協議会や国との協議に要する費用や計画策定支援業務の委託費が主な内容となっております。

○白川委員

この国の支援制度について、具体的にどのような支援があるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

支援策についてでございますが、代表的なものということで答弁させていただきますが、認定計画に位置づけた重点区域内で、歴史的風致形成建造物に指定された歴史的建造物に限られますが、建造物の修繕等に対する補助金を想定しておりまして、負担割合が国で3分の1、市で3分の1、所有者で3分の1となるものを活用したいと考えております。

○白川委員

この決算説明書を見ると、予算600万円に対して決算で383万円となっておりますが、小樽市歴史的風致維持向上計画策定スケジュールというものは予定どおりの進捗となっているのでしょうか。予算額と決算額の差についてはどういった理由が挙げられるのか、御説明いただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

まず、計画策定スケジュールの進捗ということでございますが、令和5年度から歴史的風致維持向上計画の策定に着手しまして、令和6年度末の国の認定を目指しているところでございます。

ここにつきましては予定どおり進めているところでございます。現在、国や協議会の意見、助言等を踏まえまして、策定作業を進めているところでございます。

予算額と決算額の差額の主な理由といたしましては、計画策定支援業務の委託費の入札差金によるものでございます。

○白川委員

策定スケジュールの内容は変更していないということで安心するところでございます。

前年度から小樽市歴史的風致維持向上協議会が設置されておりますけれども、これまでに確認された課題などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

課題というところでございますが、歴史的建造物を保全するためには国の支援制度をはじめ、重層的な支援や取組を検討していく必要があると考えておりまして、このことが大きな課題と考えております。

○白川委員

私もそう思っております。やはり、時間がたつほど建物も古くなっていきますし、それだけ修繕費用もかかってくると思います。所有者や自治体のお金だけでは対応し切れない部分もあるかと思っておりますので、進めていただきました

いと考えております。

次に、歴史的風致維持向上計画の認定状況について聞きたいのですが、令和5年3月の歴史まちづくり法の資料によれば、39府県90都市とのことで、北海道ではまだどこも認定されていないようだったのですけれども、現時点で、道内の他市町村で歴史的風致維持向上計画の策定が進められているかどうか、情報は入っているでしょうか。

**○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹**

まず、認定状況ということで、全国の状況で答弁させていただきますが、令和6年7月17日時点の認定状況となりますが、40府県97都市の計画が認定されております。

道内については、まだ認定計画がないという状況でございまして、策定中ということも聞いてはいない状況でございまして。

**○白川委員**

歴史感漂う町並みという部分も、しっかりとした保全や活動があつてこそだと思っております。先ほども申し上げましたが、やはり、時間がたつとともに建物は古くなっていくし、お金もかかると。ただ、その分、時間がたつほど建物の深みも増していくと思しますので、先ほども言ったとおり、そこを所有者だけでカバーできない部分は、助成制度の周知徹底とまた国の支援をたくさん使っていければと思っております。

歴史的風致維持向上計画が道内で先進的な好事例となるように進めていただければと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時14分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

**○高野委員**

**◎国民健康保険について**

国民健康保険について伺いたいと思います。

まず、国民健康保険制度というのはどういった制度なのか、お聞かせください。

**○(福祉保険)保険年金課長**

国民健康保険は、他の医療保険制度、被用者保険であるとか高齢者医療保険制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度となります。

市町村国民健康保険は、都道府県及び市町村が保険者となっております。

**○高野委員**

今御説明があつたのですが、国民健康保険に入っていた方がほかの健康保険に加入したときには、国民健康保険の資格喪失手続を自分で行うことになっています。しかし、手続を忘れるなどして支払いが二重に請求されて、慌てて窓口で資格喪失手続されるというケースというのは過去にあつたのでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

手続忘れということに限らず、国民健康保険からの被用者保険に加入した後、仕事の関係上、手続が遅れるということはよくあります。

件数は取っておりませんが、事例としては非常に多くあります。

○高野委員

令和5年度の国民健康保険の被保険者数は何人になりますか。また、世帯数についてもお知らせください。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和5年度の平均数でお答えします。被保険者数は2万862人、世帯数は1万5,231世帯です。

○高野委員

それでは、令和元年度から令和4年度ではどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

同じく平均でお答えします。令和元年度は、被保険者数は2万4,350人、世帯数は1万7,152世帯、令和2年度は、被保険者数は2万3,753人、世帯数は1万6,825世帯、令和3年度は、被保険者数は2万3,125人、世帯数は1万6,526世帯、令和4年度は、被保険者数は2万2,071人、世帯数は1万5,916世帯です。

○高野委員

少しずつ減っているのかと思います。

それでは、年代別ではどの年代の被保険者数が一番多くなっていますか。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和6年3月31日時点でお答えします。

年代層のボリュームということではいきますと、65歳から74歳の年齢層が一番多い年齢層という形になります。

○高野委員

令和5年度の60歳から74歳の被保険者数は何人になりますか。

○(福祉保険) 保険年金課長

こちら令和6年3月31日時点でお答えします。60歳から74歳の年齢層の被保険者数は1万2,569人です。

○高野委員

過去5年では、被保険者数が3,000人ほど減っているという状況も分かりました。今、年齢も聞きましたら、やはり、被保険者の半分の方が、年金暮らしの方が多ということも分かりました。

国民健康保険料の減免制度というものもあるのですけれども、減免になる対象の方というのはどういった方なのか、お知らせください。

○(福祉保険) 保険年金課長

小樽市では、減免の制度ということでは、保険料に係る減免、あと、一部負担金の減免があります。

保険料に係る減免ということで、どういう方が減免対象になるということになりますと、災害時に被災された方、また、事業の休廃止などによる所得の激減などがあった場合に、所得などの要件に合致した世帯の保険料が減額免除を行うという形になります。

なお、一部負担金減免も、同じく災害への被災や事業の休廃止などによる所得の激減などの世帯に対し、医療機関に支払う一部負担金を減額するという形になっております。

○高野委員

今、どういった方が減免になるのだということでお聞かせいただいたのですけれども、その対象者は増えている状況なのか、その辺はどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険年金課長

減免対象の方の推移ということでお答えさせていただきますと、一部負担金の減免につきましては、令和元年度以降申請はない状況になっています。

所得激減世帯の減免につきましては、令和元年度が5件、令和2年度、3年度がゼロ件、令和4年度が1件、令和5年度がゼロ件という形になっております。

○高野委員

すぐく増えている状況ではないのかとは思ったのですが、新型コロナウイルス感染症や物価高の影響もあって国民健康保険料の納付が大変な方もいるのではないのかは思っているのです。事務執行状況説明書を見ると、過去4年の中で、令和5年度は差押え状況が一番多いという状況にもなっています。

期限後に納付される方や分割して納付されている方など件数は把握されているのか。また、納付が大変だという方に対してはしっかり相談に応じているのか、その辺はどうでしょうか。

○(福祉保険) 保険収納課長

納付相談等の件数につきましては把握してございませんが、保険料のお支払いが難しいといった御相談を受けた場合につきましては、個々の事情や生活状況などをお聞きした上で、場合によっては分割で納付していただくなどの対応をしております。

○高野委員

次に、平成30年度の国保財政運営の都道府県化に伴い、道内のどこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料とするということが求められました。令和5年度の本市の標準保険料率賦課割合は、所得割、均等割、平等割、それぞれ何%になっていますか。

○(福祉保険) 保険年金課長

道から求められている標準保険料率賦課割合ということになりますと、所得割が36%、均等割が37%、平等割が27%ということになります。

ただ、小樽市は乖離しておりまして、令和5年度の本市の料率の賦課割合でいきますと、所得割が43%、均等割が33%、平等割が24%となっております。

○高野委員

令和12年度までには標準保険料率を適用することに一応なっているのですが、標準保険料率を適用すれば当然、保険料が劇的に上がってしまうということになります。

そうした急激に保険料の負担が増えるといった影響が出ないように、この間、市としてどのような対応を行ってきたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○(福祉保険) 保険年金課長

道で示している標準保険料率賦課割合の適用に向けましては、本市では令和3年度から段階的に賦課割合を変更するという形で適用を動かしております。

その間、低所得者への影響緩和などの目的で国保基金から、国保会計へ基金を投入しています。基金の投入額につきましては、令和3年度が1億円、令和4年度が5,000万円、令和5年度も5,000万円となっております。

○高野委員

激変緩和措置として、国保基金から繰入れされてきたのですが、1人当たりの保険料が令和4年度と比べて、令和5年度は上がったというのはどうしてなのでしょう。

○(福祉保険) 保険年金課長

令和4年度から令和5年度で本市の国民1人当たりの国民健康保険料が上がっている理由としましては、財政運営主体である道へ各市町村が納付金を支払うことになっており、こちらの納付金が上がった理由になります。

そして、そもそもの納付金自体が上がった理由、これは全道的にどこの市町村も上がっているのですが、理由としましては、全道において、この間、コロナ禍明けによりまして、1人当たりの医療費が大変上がってきているという要因が大きいと考えております。

#### ○高野委員

1人当たりの医療費が上がっていることも大きいという話でした。

北海道国民健康保険運営方針では、道内全市町村が令和12年度までに標準保険料率を適用すると求めているのですが、本市では被保険者における高齢者の割合が高い状況で所得も減少にある中、標準保険料率の適用を進めていけば、幾ら激変緩和を取ったとしても、国民健康保険料の負担は年々上がるということがあるわけです。

国民健康保険料をお支払いする方が減るという状況になれば、当然、国民健康保険財政にも影響が出ると思うのですが、その点についての市の考えをお聞かせください。

#### ○(福祉保険) 保険年金課長

国民健康保険の負担ということに関しまして、国民健康保険料の引下げということで行きますと、一般会計から繰入れを行って、保険料の引下げをする。これは先ほどもお話があったとおり、保険料水準の統一という観点からも、市の財政状況からも難しいと考えております。

また、小樽市は段階的に激変緩和で基金からの投入ということもやってきましたが、決して小樽市の国民健康保険の基金の積立額は潤沢とは言えない状況にあります。こうした中では、これを継続して続けていくというのも難しいものとなっています。

ただ、国民健康保険被保険者には、先ほどお話がありました収入基盤の弱い方が多いということも事実であり、引き続きまして、市長会を通じて、国に財源対策や低所得者層に対する負担軽減策の拡充、強化を求めるなど、できる限りのことは考えていきたいと思っております。

#### ○高野委員

日本共産党はこれまで述べてきたとおり、それぞれ自治体によっても収入状況なども違いますし、それなのにかく一律に保険料を同じにしていこうというやり方は、やはり、問題だと思います。

安心して保険料をお支払いできたり、または医療機関に通院できるようにするための仕組みづくりこそが必要だと思います。しっかりお願いしたいと思っております。

#### ◎新幹線について

次に、新幹線について伺いたいと思っております。

令和5年度の北海道新幹線推進費で約7,098万円が出ているのですが、事業内容についてお知らせください。

#### ○(建設) 新幹線・まちづくり推進室長内主幹

北海道新幹線推進費の令和5年度決算額7,098万2,486円の内訳についてでございますが、まず、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費が22万3,670円、新幹線・高速道路事業関係経費が20万4,630円、北海道新幹線並行在来線関係経費が50万9,511円、北海道新幹線建設費負担金が3,353万2,338円、新小樽(仮称)駅周辺駐車場整備関係事業費が3,624万5,000円、北海道新幹線建設促進後志小樽期成会負担金が21万7,000円、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会負担金が5万337円となっているところでございます。

#### ○高野委員

令和4年度予算では、北海道新幹線推進費が4,217万円、令和4年度決算では、推進費が約1,730万円となりましたが、予算と決算で2,400万円の差が出た理由についてお聞かせください。

#### ○(建設) 新幹線・まちづくり推進室長内主幹

令和4年度決算における北海道新幹線推進費の差額の主な理由についてでございますが、北海道新幹線建設費負担金が減ったことが主な理由になっているところでございます。

○高野委員

令和5年度決算では、令和4年度と比べると5,000万円ほど増えている要因についてもお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

令和4年度と令和5年度の決算額の差額の主な要因についてお答えさせていただきますが、北海道新幹線建設費負担金の増額と新小樽(仮称)駅周辺駐車場整備関係事業費の増が主な要因となっているところでございます。

○高野委員

先ほど北海道新幹線推進費の内訳についてお聞かせいただいたのですけれども、その中で令和5年度の北海道新幹線並行在来線関係経費が約50万円となっていますが、令和5年度に行った事業についてお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室主幹

令和5年度の北海道新幹線並行在来線関係経費に係る事業といたしましては、代替バス運行実験を令和5年8月31日から9月3日の4日間の日程で、委託により実施した内容となっております。

費用の内訳としましては、需用費としまして10万445円、役務費として5万7,066円、委託料で35万2,000円、合わせまして50万9,511円となっております。

○高野委員

今御説明がありました並行在来線については、北海道新幹線並行在来線対策協議会において、函館線、長万部一小樽間の代替バスの検討を行い、その中で市内のルートダイヤの検討を進めるために、今お話があった塩谷・蘭島地区の方を対象に、検討中の代替バスのルートを体験する運行実験を実施しました。

代替バス運行実験に参加した方のアンケートではどういった声があったのか、その辺はどうでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室主幹

運行実験に参加いただいた方へのアンケートの主な質問内容と結果につきましてですが、まず、実験を行いました四つのルートの利便性をどう思うかにつきましては、便利、どちらかといえば便利との回答が過半を超えるものでございました。

次に、ルートがあったら利用すると思うかどうかにつきましては、利用すると思う、どちらかといえば利用するとの回答が過半という結果でございました。

また、利用したい時間帯につきましては、行きの蘭島方面から小樽駅方向につきましては午前8時から9時頃が多く、帰りの小樽駅から蘭島方面につきましては分散しているという結果でございました。

○高野委員

実際に市として実施を行って、見えてきた課題というのがあればお知らせください、

○(建設)新幹線・まちづくり推進室主幹

運行実験を行いました、先ほど申し上げましたアンケートの結果を受けまして、実験を行いました四つのルートについて利便性などをお伺いしたところでございますが、いずれも四つのルートを絞り込む結果とならなかったということがございます。このことから、採算性など路線バスとしての持続性を考慮しながら、どのように絞り込んでいくかが課題であると考えております。

○高野委員

アンケートでは、Aルートの塩谷駅前・最上経由、築港行きが一番便利だと思えるという割合が高くなっていました。その高くなっている理由というのは、何かつかんでいますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室主幹

今、お話がございました最上ルート築港行きの利用者の声といたしましては、沿線に病院等があり通院の利用が考えられること、または、築港に直行することで日常の買物等について乗換えをせずに行けるというようなニーズがあると考えているところでございます。

○高野委員

今お話があった中で、議会にも住民から陳情が出ているように、やはり築港まで伸ばしてほしいというような声があるわけです。今後、JRの利用ができないとなると、一つの公共機関が減るとなれば、当然、移動する住民で困る方がこれから出てくるのではないかと本当に心配されるところです。

次に、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係費についても伺いたいと思います。

この協議会の役割についてお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室榎主幹

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会は、新駅の開業を見据え、その効果を最大限に活用した魅力あるまちづくりを目的としまして、官民が一体となって取組を推進するため、平成30年12月に設置したものでございます。

○高野委員

今、役割についてお聞きしましたがけれども、協議会関係費の用途についてお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室榎主幹

昨年度の北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費としましては、会議出席委員への報償費といたしまして3万円、それから消耗品等の需用費といたしまして19万3,670円、合わせて22万3,670円となっております。

○高野委員

今お話のあった協議会関係費では、令和3年度は約142万円、令和4年度は約285万円、令和5年度では約22万円となっていて、令和5年度は金額が減っているという状況がありました。減った主な理由についてお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室榎主幹

令和5年度に減った理由といたしましては、新小樽(仮称)駅利用促進戦略の作成等に係る委託料が皆減になったという理由によるものでございます。

○高野委員

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の中で、おたる新幹線まちづくりアクションプラン、新小樽(仮称)駅利用促進戦略について議論されてきたことだと思うのです。

中心部から離れたところのできる新幹線の単独駅になると、中心部や在来線が併設されている駅と比べても人の流れが少ない傾向にあると思うのですが、どのようにして新駅の利用者を増やそうとこれまで議論されてきたのか、説明願います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室榎主幹

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会において、新駅利用者の増加策につきましては、主な施策としまして、まず、駐車場の利便性強化、区間便の運行等による利便性の向上などについて議論がなされてまいりました。

○高野委員

駐車場を確保するという話もあったと思います。

ただ、そうはいつでも、実際に停車本数が分からない状況や駅が中心部ではないということで、協議会の中で利用人数の目標については、本当にこの目標値にいくのだろうかという話が出されなかったのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室榎主幹

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の議論の中では、停車本数の推定方法やJRが停車本数を決める時期等について事務局から説明したということもあり、目標実現に向けた取組について協議会の中では議論してきたこともありまして、目標の人数について確保できないのではないかと意見、指摘等はございませんでした。

○高野委員

令和5年度新小樽(仮称)駅周辺駐車場整備関係事業費が約3,624万円となっているのですけれども、主な事業内

容についてお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

令和5年度の新小樽(仮称)駅周辺駐車場整備関係事業費3,624万5,000円の内訳でございます。

まず、小樽市総合交通戦略検討業務に380万6,000円、土砂災害特別警戒区域法面調査業務に623万7,000円、新小樽(仮称)駅附帯施設基本設計業務に843万7,000円、新小樽(仮称)駅周辺駐車場基本設計業務に1,171万5,000円、勝納川右岸管理道路外実施設計業務に605万円となっているところでございます。

○高野委員

いろいろ金額等も聞いてきたのですけれども、北海道新幹線関連経費というのは、毎年、数千万円ということで、すごく大きなお金だと思っています。

そして、先ほども言ったように、中心部から離れているという状況、新幹線の停車数も明らかになっていないという中で、毎年、多額なお金が使われているということには、改めて新幹線は立ち止まって並行在来線を残すということを求めたいと思います。

◎道路の草刈りについて

次に、市道の草刈りについて伺いたいと思います。

最近は特に市民の方から、道路や歩道の草や木が生い茂って、しっかり除草してほしいといった要望を聞きますので、実際にどのように行われているのか、その辺についても聞きたいと思います。

草や木が道路や歩道に出ることで、まず、どのような問題があるのか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

草刈りが実施されないことで発生する問題といたしましては、雑草等が繁茂することによりまして歩道や車道の見通しが悪くなることや、歩行や車両通行に支障を来すことが考えられます。

○高野委員

歩道も含めた市道の除草作業というのは、これまでどのように行われてきたのでしょうか。

○(建設)維持課長

草刈りにつきましては、業務委託によりまして、機械による草刈りと人力による草刈りを行っております。そのほか、必要に応じまして、市の直営による人力による草刈りについても実施しております。

○高野委員

どういったところが人力で、どういったところが機械と何か分けている部分はあるのでしょうか。

○(建設)維持課長

作業の分けでございますが、機械による草刈りにつきましては、主に歩行者が少ない郊外の車道の路肩などを対象に作業を行っております。

一方、人力による草刈りにつきましては、市街地を中心に車道の路肩や歩道を対象に作業を行っている状況でございます。

○高野委員

それでは、行っている作業の時期についてもお知らせください。

○(建設)維持課長

草刈り作業の時期についてでございますが、年度によって多少異なりますが、機械による草刈りにつきましては、おおむね6月上旬から6月下旬にかけて作業を行っております。また、人力による草刈りにつきましては、おおむね6月上旬から7月上旬にかけて作業を行っております。

○高野委員

時期は6月、7月にやられているということだったのですけれども、回数はどうなっていますか。

○(建設)維持課長

草刈り作業の回数につきましては、基本的に年1回実施しているところではありますが、草刈り後の繁茂状況により道路の見通しが悪くなった場合などは、市の直営作業により2回目の作業を行う場合もあります。

○高野委員

道路や歩道の草刈りの要望や苦情などの問合せは市民からあるのでしょうか。また、あるとすれば、過去3年の件数についてお知らせください。

○(建設)維持課長

市民の皆様から寄せられる草刈りに関する要望というのは毎年ございます。

その件数につきましては、過去3年間で見ますと、令和3年度は69件、令和4年度は79件、令和5年度は107件でございました。

○高野委員

聞いたら、年々増えているのかと思うのですが、主にどのような要望や意見が多いのでしょうか。

○(建設)維持課長

主な内容につきましては、歩行者や車両の通行に支障があるので、歩道や路肩の草刈りをしてほしいという声が多い状況でございます。

○高野委員

実際に市民から要望を受けて、その後どのような流れで対応をされているのでしょうか。

○(建設)維持課長

要望を受けた後の対応についてでございますが、まずは職員が現地の状況を確認し、作業の必要性について判断します。

作業を行う場合につきましては、交通量など現場の状況を勘案しまして、草刈りの委託業者、もしくは市の直営により作業を行っております。

○高野委員

先ほど草刈りの回数も聞いたのですけれども、基本的には年1回と、2回もあるということでした。例えば、学校の周辺は2回しているとか、市民要望が多い路線は比較的回数が多いという状況はあるのでしょうか。

○(建設)維持課長

学校周辺などの回数を多くしているかということでございますが、特にそういうことではございませんで、基本的には年1回という形で行っております。

○高野委員

市民からは、温暖化の影響もあるのか草が伸びるスピードが速いように感じるという声も聞かれるのです。実際に作業をされていてどうなのかということと、これまでの作業期間では追いつかないといった状況になりつつあるのか、その辺はどうでしょうか。

○(建設)維持課長

雑草の成長スピードが速くなっているとのことでございますが、近年の気温の上昇や雨の降り方といったところも要因として、確かに速くなっていると感じることはございます。

あと、草刈り作業につきましては、雑草が繁茂する時期に合わせて作業を行っておりますが、その年の雑草の成長具合によりましては2回目の作業が必要になる場合や、新たな場所で草刈りの要望が寄せられる場合などがございます。

○高野委員

道路や歩道の除草作業というのは、市道整備事業費に含まれていると聞いています。過去3年間の予算・決算を

見ますと、大体、毎年4,500万円ということで、予算と決算の差額もほとんどない状況が見受けられました。

ただ、草刈りの人力予算が令和4年度から6,000万円ほど減り、維持補修業務の金額は増えているということも聞いたのですけれども、道路の穴等の補修に予算を割り当てていることで草刈り業務に影響が出ているという状況があるのか、その辺はどうでしょうか。

○(建設)維持課長

ただいまの御質問で、道路の穴等に予算を割いている影響で草刈りの予算が減少しているのではないかというお話でございますが、確かに、人力の草刈りの予算項目で計上している額につきましては、令和4年度から5年度にかけて減少している状況ではございます。

その減少分につきましては、先ほどもお話のあった道路維持補修の項目の中で草刈りの分について増額を行っておりますので、草刈りの予算を減らしているということではございません。

○高野委員

維持補修業務の中に入っているということで、人力予算は減ったけれども、実際に行う作業は変わっていないということよろしいでしょうか。

○(建設)維持課長

委員のおっしゃられるとおり、変わりはありません。

○高野委員

変わりはないということだったのですが、なぜ、令和4年度から人力予算が維持補修業務に金額を割り当てるといった状況になったのか、その辺はどうでしょうか。

○(建設)維持課長

ただいまの御質問でございますが、令和4年度から人力予算が減少しているように見られるのですが、令和4年度というのは、当時、建設事業室が塩谷にあったときから現在の花園に移転する年でございます。移転後の建設事業室が花園から遠方になってしまう塩谷・蘭島地区について、草刈り業務を道路維持補修と併せた形で新たな業務委託を行ったことから、道路維持補修の予算が増えて、一方で草刈り予算は減少したというものでございます。

○高野委員

まず、回数が減ったりしていないという状況で安心はしたのですけれども、市民からは歩道を歩いて草が生い茂っているところが本当に多いということで、草をよけながら歩いているという声も聞いています。

先ほど言ったとおり、やはり、視界が悪いと事故につながったり、防犯上もよくないと思いますので、今後もしっかり対応していただけるようお願いしたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○高橋委員

◎小樽市勤労青少年ホームについて

まず、小樽市勤労青少年ホームについて伺いたいと思います。

私自身も20年以上前に、学生のとときに小樽市勤労青少年ホームの体育館を使わせていただいたこともあったり、議員になってからも企画に参加させていただいたりして、何かと気になっているところではありますから、質問さ

せていただきます。

事務執行状況説明書にも昨年の利用人数が記載されていました。表では利用者が二つに区分されていて、その二つというのが勤労青少年と一般利用者なのです。

小樽市勤労青少年ホームですから、分け方としては自然なのでしょうけれども、日常会話でなかなか使う機会がない言葉だと思うので、そもそもの話からお聞きしていくのですが、本市でと申しますか、この施設においてというところの勤労青少年の定義として、どのような人を指すのかというのを整理していただけますでしょうか。

**○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長**

小樽市勤労青少年ホーム条例施行規則では、就業している15歳から35歳まで(36歳に達した日から同日以後における最初の3月31日までの期間を含む。)の者及び市長が認める者となっております。

**○高橋委員**

質問はしませんが、市長が認める者ということは、そこから外れていても、名誉勤労青少年みたいなことにもなり得るのだとは思いました。

利用者の数について、少なくともこの数年は、今お答えいただいた勤労青少年よりも一般利用者のウエートが高くなっています。1,855人と8,719人ですから、勤労青少年の5倍ぐらい一般利用の方がいることになるかと思えます。

一般が多いのは、単純にサークル活動的なものとか、団体に多く使われているのかとも想像するのですが、この辺りはどうなのでしょう。

**○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長**

一般利用は卓球やテニス、社交ダンスなど団体でのサークル活動が多く、青少年は個人利用もあることから、1回の利用人数が多い一般利用の人数が多くなっているものです。

**○高橋委員**

次に伺いますが、利用者の多くが一般になっているということについて、本来の目的と違うようにも見えるのですが、市としてはそれをどのように考えているのでしょうか。

念のため申し上げておきますけれども、その条件のよしあしを論じているということではなくて、実態の話としてどうなのかというお話なのですが、いかがでしょうか。

**○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長**

小樽市勤労青少年ホームは、勤労青少年の利用のために設置されている施設であります。一般利用ができる日中の時間は青少年の利用が少なく、施設の有効活用のために青少年の利用に支障のない範囲で一般利用を認めているものであり、結果として団体での利用が多い一般の方が多くなっているものと認識しております。

**○高橋委員**

この小樽市勤労青少年ホームですけれども、施設の機能としては体育館、集会室、軽い運動の意味で軽運動場と、和室、調理室、ロビー等というこの六つに分けられているのです。

利用の多さを見てみると、勤労青少年の区分では一番多いのが体育館で、次に集会室、ロビー等と続きます。一般利用者では最も多いのが体育館で、次に軽運動場、集会場となっていて、勤労青少年と一般利用とでは目的が少し違うのかと見受けられます。特に、一般の方はスポーツとか運動、あるいは広いスペースを求めて体育館や軽運動場を使っているのかと思うのですが、他方で近隣に総合体育館もあるわけです。

それでも小樽市勤労青少年ホームを選んでいるということから、幾つか想像できるのが、単純にホームの使い勝手がいいからということ、もともと使っていて、なれ親しんでいるからということ、総合体育館にないものが設備としてあるということなど、こうした部分は積極的な理由として考えられます。もしくは、総合体育館の予約が埋まっていて、なかなか使えないからとか、利用料金の額の多寡で決めているみたいな、ある種で消極的な理由とい

うのも考えられるとは思いますが、その点について、本市としてどのように分析されていますか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

実際に利用者の声は聞いたことがないのではっきりとは分かりませんが、総合体育館の利用状況を見ても埋まっていることが多く、利用が難しいのではないかと考えております。

ただ、一つ言えることとして、青少年ホームは専用利用というのが可能であるため、ほかの利用者がいなく、自分たちだけで自由に使用することができることが人気なのかとも考えております。

○高橋委員

今、御答弁をお聞きして、それこそサークルとかで使っていただくにはすごくいいのかと思います。

建物自体は今古くなってしまっているのかと思いますけれども、数年前にロビーの部分を若い方々がDIYプロジェクトみたいなことでリノベーションしたことで、非常に注目を浴びたとも思っていますし、私も含めて愛着を持っているという方も少なくないのではないかと思うのです。

そこで気になるのは、公共施設の再編や長寿命化を図っている本市の状況で、この計画策定時、当該施設に関わる点はどのようになっていたのかということをお聞きしたいのと、併せて、それ以降、方向性で変更点などが出ていないかということもお聞かせいただければと思います。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

現在の小樽市公共施設長寿命化計画では、令和13年度から10年間の第2期において統合化または複合化となっており、現時点でその方向性は変わっておりません。

同一の機能を有する施設である小樽市勤労女性センターがウイングベイ小樽に移転することになったため、統合化や複合化となる施設に関しては、今後の検討が必要になるものと考えております。

○高橋委員

次に、少し角度を変えて、青少年ホームで行っている、やんぐすくーるについてお伺いしたいと思います。

様々な内容の講座を受講できるもので、私自身も興味深く見ておりました。ただ、利用の人数は伸び悩んでいる感があるということは否めないのかと思います。

ここで、昨年度の実績から、そもそもの定員に対しての利用者の割合というのがどうなっているのかをお答えいただけますでしょうか。加えて、やんぐすくーるが抱えている課題についてもお聞かせいただけますか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

やんぐすくーるの利用人数が伸び悩んでいるということでありましたが、昨年度は定員81人に対して60人の受講がありまして、利用率はおおむね75%となっております。

また、課題としては、講座のマンネリ化や周知不足があると考えております。

○高橋委員

今お答えいただいた課題に関して、その解決策についてはどのように考えておいででしょうか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

まず、講座のマンネリ化を防ぐため、講座の内容について若者が興味のある事柄をリサーチしていきたいと考えております。また、ホームの存在や講座開催の周知の強化も必要と思っているので、これまで市のホームページへの掲載やポスターやチラシの配布に加え、まだ投稿は少ないですが、若者に利用者の多いインスタグラムでの周知を始めたところです。

さらに、昨年からの受講の申込みについて電話やファクスであったものをスマートフォンでもできるようにして、いつでもどこでも簡単に申込みができるようにしております。

○高橋委員

次に、小樽市勤労青少年ホームにおいては、もう一つ講座を開催するような事業を行っているかと認識しています。

それは、利用者ほ一む時間というものですが、この事業の概要について御説明いただけますか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

ほ一む時間は利用者である青少年が企画者となって、ホーム指導員と協力して自分がやってみたい講座を開催するものです。やんぐすくーると違って企画者が講師を選定したり、年齢などの参加者の条件を自由に設定できるので、幅広い方に参加していただいております。

○高橋委員

少し細かい部分なのですが、やんぐすくーるとほ一む時間を見ていたときに、重複している授業といいますか、講座があるのですが、ここについてどうなっているのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 勤労青少年ホーム館長

やんぐすくーるとほ一む時間で講座が重複しているのはZUMBAなのですが、最初は、やんぐすくーるで参加したのですが、開催回数が2回と少なかったもので、もっと回数をやりたいという参加者からの声がありまして、ほ一む時間として数回開催しました。

○高橋委員

行われている事業に対して、ニーズがあると理解をさせていただきました。

この質問に関わって、以前、ある先生が講演の中で言っていたことを少し思い出したのですが、それはスペースとプレイスは何か違うのかというお話だったのです。スペース、つまり、空間は物理的で無機質だけれども、プレイス、つまり、場は誰かの気持ちとか記憶とかが籠もった心情的な表現だというようなお話だったのです。

質問の中でも申し上げましたが、公共施設の再編などでいろいろな施設が変わっていきませんが、こうした小樽市勤労青少年ホームのように若い方々が何か始めたりとか、挑戦したりとか、そうしたプレイスの部分をしっかり守っていかなければいけないのかと思っておりますので、ぜひ、この後も御尽力いただければと思います。

◎GISデータ更新費について

次に、GISデータの更新についてお聞きをさせていただきます。

GISは地理情報システムのことを指していて、地図のデジタルデータ化をしているみたいなイメージで捉えていただければと思いますが、私も興味のある分野で、自治体での活用についていろいろ考えを巡らせているところなのです。

今日は決算特別委員会なのでさわりだけといいますか、少しだけお聞きしますが、昨年度のGISデータ更新に要した金額と内容について御説明ください。

○(建設) 用地管理課長

まず、更新に要した費用ですけれども368万5,000円であります。

また、主な更新の内容につきましては、令和5年1月1日から12月31日までに登録された土地の分筆・合筆のデータを地番図上で更新するものであります。

○高橋委員

私も度々、データは活用してこそみたいなことを申し上げているのですが、特に地理データは土地、建物、道路、交通、物流、食、観光、小売みたいな、非常に多くの産業で活用できるものです。それは行政においても同様であると思っていて、裏を返せば程度の差はあっても、GISデータを渡されても使い道などはないという部署は恐らく本来ないはずですし、しっかり更新しているので、ぜひ活用してほしいと思っていることから伺います。

GISデータを実際に業務で活用している部署についてお聞かせいただけますか。

○(建設) 用地管理課長

実際に業務で活用している部署でありますけれども、建設部、財政部、産業港湾部、生活環境部、水道局、総合政策部、総務部の計7部署となっております。

○高橋委員

様々な部署でいろいろ試してみたいと思うのですが、今お聞きしたところ、たくさん挙げていただきました。この場では建設部に問いますが、建設部の中のGISデータの活用例について御紹介いただけますでしょうか。

○(建設) 用地管理課長

建設部内の活用事例ではありますが、都市計画課では現況図や地番図の販売を行っております。また、用地管理課では、小樽市道の認定路線マップをホームページで公開している状況です。

そのほかの課においては、主にお問合せに対応するために現況図または地番図、道路台帳図、境界確認申請箇所図、路線網図等のデータが活用されております。

○高橋委員

この手の話をするとき、大体、縦割りの壁に阻まれてしまうということがありまして、GISデータ活用のアイデアはそれも同じようなところで誰が出すべきかみたいなのもあって、本市の組織でいうと、デジタル推進室もありますので、できればプロジェクト化されることが理想なのかと思っているのです。

次に伺いますけれども、このGISデータに関連して、デジタル推進室との連携というのはどのようになされていましてでしょうか。

○(建設) 用地管理課長

デジタル推進室との連携につきましては、令和6年度からの公開型GISの構築に向けて打合せを行ったところであります。

---

○下兼委員

◎家庭児童相談等について

私からは、家庭児童相談についてお伺いいたします。

令和5年度事務執行状況説明書で家庭児童相談等の相談件数が示されております。

市町村で受理する児童家庭相談は一般子育てに関する相談だけでなく、児童虐待、障害等の継続した支援が必要な相談など多岐にわたっております。特に児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子供自らは声を上げにくいという特性があり、発見される時点では既に重篤な状況に至っていることがあります。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子供の発達障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖などを起こすことがあり、相当、手厚い支援が必要となります。そこで、早期発見・早期対応のみならず発生予防に向けた取組を行うことが重要であると思われまます。

気になるのが、やはり、児童虐待相談です。令和5年度の相談数は本市では85件でありましたが、昨年度の相談数から見ると、やや減少傾向にあるように思われます。

相談業務を受ける部署はどこで、相談員の体制はどのようになっていますか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

家庭児童相談に対応する部署といたしましては、小樽市こども家庭センターとなっております。

相談員は4名配置されておりまして、社会福祉士や保育士の国家資格を所持しております。

○下兼委員

それでは、相談員が不在のときや、もし異動の場合があったりしたときの対応はどのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

相談員の不在時の対応につきましては、できる限り相談員が不在とならないような体制を取っておりますが、不在時には、こども家庭課職員が電話対応をし、緊急性が高い場合は相談員に連絡を取る体制となっております。

人事異動の場合の対応につきましては、人事異動に備えた業務マニュアルを整備しております。

○下兼委員

しっかりとされていることに安心いたしました。

それでは、相談内容にはどのような事柄がありましたでしょうか、お聞かせいただける範囲でお願いいたします。

○(こども未来) 山谷主幹

子供の面前で夫婦げんかをしたことによる心理的虐待や、子供が保護者に叩かれたり、蹴られたりしたことによる身体的虐待、幼い子供を自宅に残したまま保護者が外出したことによるネグレクトなどがあります。

○下兼委員

私もテレビとか報道とかで見るのが本当に行われているのだと思うと、本当に悲しい気持ちになります。

それでは、児童虐待相談後の対応の流れについてお聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

小樽市児童虐待防止対応マニュアルに基づきまして児童虐待相談を受理した後、受理会議を開催しまして、緊急性の判断や初動方針等を決定します。その後、子供の安全確認及び保護者や子供が所属している関係機関に調査を行います。その後、支援方針会議を開催しまして虐待の有無や緊急性の判断を行い、緊急性が高い状況であれば児童相談所や警察に通報しています。緊急性は高くありませんが、継続支援が必要な場合は、小樽市要保護児童対策地域協議会に登録します。

○下兼委員

皆さんでしっかりと連携していることに本当に安心いたしました。

それでは、平成30年度から令和4年度の児童虐待の相談件数をお聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

児童虐待相談件数につきましては、平成30年度は117件、令和元年度は103件、令和2年度は87件、令和3年度は128件、令和4年度は129件となっております。

○下兼委員

昨年度は若干と言わず、かなりの減少だったような気がいたします。

それでは、他の行政機関にも相談されている場合も考えられます。さらに今の時代、SNSなどで検索すると、いろいろなサイトが出てきます。危ないと思われるのは、通報が埋もれる可能性です。潜在的な虐待があるのではないかと気にもなります。

そこで、お尋ねいたします。ほかの行政機関に入っている相談件数の把握はされておりますでしょうか。それを含めて、相談件数が減少しているとお考えはありますか。そのほか減少したと考えられる要因はありますか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

ほかの行政機関に入った本市に関係する児童虐待相談は、小樽市こども家庭センターに連絡が入る体制となっておりますので、件数の把握はできていると考えております。

児童虐待相談件数が減少した要因につきましては様々な要因があると思われまますので、特定までには至っておりません。

○下兼委員

それでは、相談員は受付面接など相談援助終了後、時間を置かずに、児童記録票に面接過程で聴取した必要事項のほか、相談員の態度や表情、相談員の取った助言、それに対する対応などについて援助経過がよい悪いに関係なく、ありのままの事実を正確に簡潔に記載するとありますが、相談の内容には家族構成などデリケートな情報も含まれております。

他の機関との連携は必要ですが、どのような連携体制になっておりますでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

児童福祉法第25条の2に基づき設置されております小樽市要保護児童対策地域協議会におきまして、支援対象児童及び保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行っております。

協議会の構成機関につきましては、児童相談所や警察、小・中学校等となっております。

○下兼委員

それでは、本市での児童記録票の管理はどのようにされているのでしょうか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

記録の管理につきましてはデータ保存ですとか、プリントアウトした児童記録票等をファイルに保存しまして、鍵つきの書庫に保存しております。

○下兼委員

個人情報がいっぱいなのでしっかりと保管していただきたいと思います。

それでは、児童記録票の保存期間については、その取扱いを終了した日から原則として5年間となっております。先ほど、主幹もおっしゃられました児童福祉法第25条の2により、児童相談所に送致した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存等とするなど、個々のケースや性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定しております。

本市での保存期間はどうなっておりますか、お聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

国のガイドラインに基づきまして、保存期間を設定しております。

○下兼委員

そうすると、やはり5年間ということになります。

それでは、相談内容別内訳を見ると、やはり、多岐にわたる相談があります。その他の相談では、昨年度は74件の相談がありました。

その他の相談の中で、何か特徴的な内容があればお聞かせください。

○(こども未来) 山谷主幹

その他の相談内容といたしましては、関係機関などから児童虐待が発生する可能性があるため心配であるという情報提供を寄せられることが多くございます。

○下兼委員

やはり、周りの方が気がついて、もしかしたらという気持ちでお電話をかけてくるというケースがあるのです。周りの皆さんが早く気づくことも大事なことだと思います。

厚生労働省の児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割として、乳幼児健康検査、新生児訪問等の母子保健事業や育児支援家庭訪問事業において児童虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な支援活動を行うことが必要であると思われまます。市町村で受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で地域の一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の育児機関につなげることも必要であります。地域住民に対しても、子供の人権尊重や児童虐待防止の必要性等についても推進していくことが必要であるとあります。

小樽市には、妊娠・出産・子育ての悩みや相談に応じる小樽市こども家庭センター「にこにこ」などがあります。本市をはじめ市民みんなで、子供たちが健やかに成長していけるようしっかりと連携して力を尽くしていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

---

○佐藤委員

◎保育業務支援システム導入事業費について

保育業務支援システム導入事業費についてお伺いいたします。

この事業は保育所のICT化促進に関わる事業と考えるのですが、保育所ICT化とはどのような事業なのでしょう。御説明をお願いいたします。

○(こども未来)子育て支援課長

保育所ICT化とは、保育所の業務においてデジタル技術を活用し、保護者の利便性の向上や業務の効率化を図り、効率化された時間を児童の保育及び保護者との育児相談等の充実に充て、全体として保育の質の向上や市民サービスの向上を図る事業であると言えます。

○佐藤委員

令和5年度の本市の公立保育所ICT事業はどのようなことを実施する計画を立てていたのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

公立保育所のICT化事業の計画につきましては、一つ目に園児の登降園の管理、二つ目に保護者への連絡、三つ目に保育に関する計画・記録の管理、この三つの機能を持つシステムを導入し、保護者連絡にかかる手間の軽減やペーパーレス化を図るという内容の計画でした。

事業の実施により、保育士と児童が向き合うゆとりや時間が増え、保育の質や保育士の働きがいの向上につながる環境をつくっていくことを想定しておりました。

○佐藤委員

決算額の1,135万6,000円の内訳についてお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

決算額の内訳につきましては、インターネットや無線LANの環境整備費用として約335万9,000円、タブレットやパソコンなどの機器の調達費用として約666万円、運用・保守業務の費用として約133万7,000円となります。

○佐藤委員

先ほど計画のときも少しお話しいただきましたけれども、この事業を行ったことで従来の保育士の業務の負担軽減ができたことをお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

保育士業務の負担軽減につきましては、欠席の連絡を都度、電話で受ける必要がなくなったことにより、その時間を別の業務に回せるようになりました。また、日々の記録など紙の帳票に記録していた内容がデータ化されたことにより、データを保育計画などの作成に活用できるようになったこと、保護者への通知など、これまで紙で印刷して配布していたものをシステムで一斉送信できるようになったことなどが挙げられます。

○佐藤委員

私も娘を保育所に預けて働いていた経験がありますので、少し風邪や何か伝染病がはやったときなどは、保育士

は朝の電話連絡で非常に追われているのを見たことがありますので、それは本当に良かったというのと、やはり、お忙しい母親、父親はお便りなどを御覧になっても忘れてしまうこともあると思いますので、タブレットですとか、スマートフォンにそういった配信があると非常に助かると思います。

それでは、この事業を行ったことで利用者の利便性はどのように向上したのか、本市の所見をお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

利用者の利便性の向上につきましては、園からのお便りや通知をスマートフォンでいつでも見られるようになったことや、欠席連絡についても当日の朝に電話で連絡していたものを前日の夜でも時間を気にせずに連絡できるようになったことなどが挙げられます。

○佐藤委員

これも非常に便利だと思いました。

それでは、この事業を行ったことで保育所としてはどのような効果があったのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

令和6年5月に、保護者向けに実施いたしました公立保育所のシステム利用満足度調査では、お便り等の配信につきまして78.8%の方が、また、連絡機能については89.4%の方がとても満足、または満足と回答されました。

このことから、保育所からの情報発信や保育所と保護者間のコミュニケーションが容易になるという効果があったのではないかと考えております。

特に保育所と保護者との関係の面で、スマートフォンを使って保育課、保育所からの緊急連絡などをはじめとする情報の共有が確実に素早くできるようになったこと、また、写真などを使って日中の子供の様子を保護者の方に見てもらえるようになり、保護者と保育所との信頼関係の構築につながる効果があったと考えております。

○佐藤委員

今、課長からお話をお聞きいたしまして、本当にいいシステムが導入されたと思うのです。

ただ、新しいことを始める上で、やはり、課題などはなかったのかと感ずるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

課題につきましては、システムの運用に当たり、保育士がシステムの操作に慣れてもらうということが必要でした。そのため、公立保育所の場合は、各保育所からリーダー、サブリーダーを選任し、定期的な運用会議を開き、運用方法の協議や運用上の課題解決を重ねてまいりました。その後も操作に不得手な職員に対して、周りの保育士がフォローするなどの対応を行っております。

○佐藤委員

そういたしましたら、今回の決算に関わる御説明をいただきましたが、この事業を踏まえた上で今後どのように展開されていくのかについてお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

今後も5か所の保育所で利用方法等の情報共有を行い、システムの利用について改善・改良を続けてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

◎私立保育所等ICT化推進事業費補助金について

保育所のICT化なのですが、次は、私立の保育所とICT化推進事業費補助金についてお伺いいたします。

まず一つ目、何か所の私立保育所に補助金を支給したのでしょうか、令和5年度の実績をお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

令和5年度の補助金を支給したのは4か所の施設になります。

○佐藤委員

この補助金はどのような事業に使用されたのか。また、そのことでどのような効果が見られたのか、お示ください。

○(こども未来)子育て支援課長

補助金につきましては、保育に係る計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能を有するシステムの導入に係る初期費用などに対して支給いたしました。

どんな効果が見られたかにつきましては、補助金を支給した施設に聞き取りを行ったところ、施設側としましては、保護者からの都度の電話を受ける必要がない、園児の保育時間の管理・延長保育の計算などが簡略化された、緊急連絡が一斉送信できるようになったという業務の負担軽減につながったこと。

また、利用者側の効果といたしましては、夜間でも欠席連絡を事前に行える、スマートフォンなどを使っていつでも園だよりや給食の献立表が確認できるようになり、利便性が向上したとの回答がございました。

○佐藤委員

そうしましたら、公立の保育所と同じようなシステムを導入したという認識で間違いはないということによかったと思います。

先ほど、公立保育所の場合はリーダーとかサブリーダーを立てて運用会議をしたという話をお聞きいたしましたが、事業を始めるに当たって、そのときのつまずきですとか課題について、私立の保育所ではどのような状況でこのような課題に取り組んだのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

これも聞き取りを行ったところでございますが、システムを導入した民間保育所での課題については、施設にICT化の取扱いに慣れている職員とそうでない職員がいる、システム上に取り込んだ園独自の保育に指導の様式がうまくプリントアウトできず、システムの調整が必要になったなどの回答がございました。

対応につきましては、各園で対応されていることと存じますが、機器の取扱いに不慣れな職員もいたが、キーボードとかではなく自分のスマートフォンから入力することで、スムーズに操作ができるようになったといったことを伺っております。

○佐藤委員

私もそういったパソコンですとかタブレットの操作がそんなに得意ではないので、やはり私がもし保育士だとしたら、得意ではないのに、そして、忙しいのにまた新しいことを覚えていかなければならないのかと思ったら、少し気持ちがへこむというか、後ろ向きに考えてしまうのではないかと思ったので、こういった質問をさせていただきましたが、それなりに皆さん方がしっかりと取り組んでくださってうまく回っているような気がしましたので、よかったと思います。

公立保育所でもお聞きしたのですけれども、この事業を踏まえたことで、今後、民間の保育所もどのように展開されていくのか、公立保育所との違いなどがありましたらお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

今後のことにつきましては、市が行っている民間保育所への補助事業についてですが、システム導入費用への補助金支給ということになっておりますが、今後も市といたしましては国の補助金を活用して、システム導入が未実施の施設に対して、施設の意向等を確認しながら導入費用についての補助を実施してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

◎医療的ケア児等総合支援事業費等について

次に、医療的ケア児等総合支援事業費と医療的保育支援事業費についてお聞きいたします。

医療的ケア児総合支援事業費、社会福祉費計上分が予算額443万6,000円に対し、決算額が1万8,000円でした。

まず、この事業についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

この事業は、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理・たん吸引などの医療行為、いわゆる医療的ケアが必要となる医療的ケア児が日常生活及び社会生活を営むため、病院・診療所及び訪問看護ステーションの看護師等を学校、保育所、障害児通所、支援事業所等の活動場所へ派遣することにより、医療的ケア児の福祉の増進を図ることを目的とした事業でございます。

○佐藤委員

それでは、どのような基準でこの予算を組んだのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

本事業については、令和4年10月から実施しておりますが、令和5年度当初予算編成時に本市の要綱に定めている単価を用いまして、1名が年間を通じて最大利用した際に要すると算出した額で予算を組んでおります。

○佐藤委員

それでは、予算額と決算額に乖離があるのですが、その理由をお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和5年度中には1歳児の児童発達支援事業所の利用に係る申請がございまして、医療的ケアの利用を見込んでおりましたが、当該児につきまして、この制度を利用する前に医療機関へ入院となり、結果的に利用がなく、予算額と決算額に乖離が生じたものでございます。

なお、医療的ケア児については、特に幼少時に容体が不安定な子供が多く、このような事態は今後も多いものと予想しております。

○佐藤委員

それでは、医療的ケア児保育支援事業費が447万4,000円の予算に対して、決算額が6割ほどの284万8,000円でした。この件について御説明ください。

○(こども未来)子育て支援課長

447万4,000円の予算に対して決算額が284万8,000円だったことの原因につきましては、予算額につきましては、対象の児童が保育所の全ての開所日を休まず登園し、医療的ケアを利用することを前提として積算いたしましたが、実際には園をお休みした日があり、医療的ケアを利用しなかった日があったということが理由でございます。

○佐藤委員

◎一時預かり事業費補助金について

次に、一時預かり事業費補助金についてお聞きいたします。

この事業は、本市では、認定こども園ゆりかご保育園とあおぞら保育園の2か所で運営されております。決算説明書を見ても、予算額にはほぼ近い決算額となっております。

この予算を組むに当たって、どのようなことを参考に想定したのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

一時預かり事業につきましては、委員がおっしゃったゆりかご保育園とあおぞら保育園で行っている一時預かりサービスの一般型というものと、幼稚園型という幼稚園を利用している保育を必要としない3歳以上の児童の方が、その幼稚園の延長預かりや長期休業時の預かりを行う事業のこの二つがでございます。

予算を組むに当たりましては、まず一般型については、施設当たりの補助基準がほぼ決まった額となっております。幼稚園型につきましては、対象の施設が3施設あるのですが、利用者の見込みと単価を掛け合わせた金額で予算を計上しております。

○佐藤委員

令和5年度は決算額が令和4年度よりも大きかったのですが、その原因はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

大きな要因といたしましては、先ほど申し上げた一般型の補助基準額について、これまで市独自の基準額としておりましたけれども、国の補助基準額との乖離が大きくなってきたことから、令和5年度から国の基準額に合わせ、引き上げたことが挙げられます。

○佐藤委員

この事業は1か月でどのぐらいの利用人数なのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

まず、一般型につきましては、年間の延べ利用者数が94人でしたので、1か月にすると約7.8人の方の利用がありました。

幼稚園型につきましては、補助対象である3施設の年間延べ利用人数が6,118人、1か月にいたしますと約509.8人となりました。

○佐藤委員

この事業なのですが、令和5年度から里帰り出産の方の子供も利用ができるようになりました。一般型だと思うのですが、この利用状況についてどうなっているのか、お聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

一般型の里帰り出産の方の利用状況につきましては、園に聞き取りをいたしましたところ、年間延べ利用者数は52人ということでした。

○佐藤委員

やはり、里帰り出産でお帰りになった方が、安心して子供を預けられる場所が提供できるということは、とてもよいことだと思いますので、この事業は理解できました。

◎総連合町会補助金について

次に、総連合町会の補助金についてお尋ねいたします。

総連合町会の円滑運営のために要する経費補助とありますが、具体的なものをお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

補助金の具体的なものでございますが、まず、単位町内会に対して世帯数に応じて補助金額を算定している単位町内会補助金というものと、総連合町会事務局の運営に対して補助する総連合町会運営費補助金、大きくこの二つになっております。

この金額の大部分となる一つの単位町内会補助金については、市から総連合内会の事務局に交付した後、事務局から各町内会に交付されているというものでございます。

○佐藤委員

それでは、町内会活動支援補助金交付について具体的にお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

この補助金につきましては、令和5年度当初は新型コロナウイルス感染症に対して、感染防止対策を講じながら町内会活動を行う必要があったこととすとか、燃料費や物価高騰も見られていたというところで、単年度限りの暫定措置としまして、各町内会の世帯数に応じて1万円から5万円までの五つの区分を設けまして、先ほどの単位町内会補助金に上乗せして交付したというものになっております。

○佐藤委員

決算額であります1,510万4,000円の内訳についてお聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

決算額の内訳についてでございますが、1,000円未満で切り捨てた数字でお答えいたしますと、まず、単位町内会補助金は1,129万4,000円、総連合町会事務局の運営経費が100万円、先ほど二つ目で出ました令和5年度暫定の町内会活動支援補助金が281万円という形になっております。

○佐藤委員

予算額と決算額がほぼ同額に近いのですが、町内会活動を維持しながらも促進していくことに十分な金額であったのか、見解をお示しく下さい。

○(生活環境)角澤主幹

この事業費につきましては、先ほど御説明いたしました世帯数に応じた各単位町内会への補助分と総連合町会への事務局経費として予算計上しておりまして、予算作成時から世帯数に変更がなければ予算額と決算額は同額となるものですが、令和5年度に関しては、予算確定後に一つの町内会の解散などがあったため、若干の差額が生じたものでございます。

町内会への補助金が十分であったかということにつきましては、令和5年1月に全町内会に対して実施したアンケートにおきまして、町内活動に対して予算は確保できているかという質問に対しまして約9割の町内会から、十分、もしくはおおむね確保できているという回答をいただいております、市といたしましても、おおむね予算は確保できているのではないかと考えております。

ただ、町内会は安全・安心なまちづくりを進めるために欠かせない活動を中心的に担っていただいているということがありまして、やはり、町内会で行う防災に関する行事ですとか、快適で住みよいまちづくりにつながる活動に対する支援は別途必要ということで考えまして、令和6年度からは、それらの活動に対する支援も新設したというところでございます。

○佐藤委員

やはり、コミュニティーというか、各町内会でしっかりと協力し合って防災活動をしていくのは本当に大事なことでと思いますので、新設していただいております。

◎事務執行状況説明書について

次に、事務執行状況説明書を見て、生活環境部生活安全課にお聞きいたします。

市民生活関係業務の中に、市民からの要望事項について交通機関との連絡調整、中央バス、JRとの協議がゼロ件とあります。市内の交通の協議に関して、過去5年間の状況をお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

令和元年度から令和5年度までの5年間、生活安全課と交通機関との協議はございません。

○佐藤委員

昨年度は大雪が降ったりとかしまして、バスの乗降に関して、またはバス停付近の除雪に関しても市民からの声というものはなかったのか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

生活安全課には、自宅や職場周辺の雪に関する相談というのはございましたが、バスに関する除雪などの相談はございませんでした。

○佐藤委員

生活環境部生活安全課にはないとのことだったのですけれども、例えば、公共交通に関しましては、ほかの部署も所管しているところがあります。

他部署との情報共有はできているのか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

平成30年度にバスやJRなどの公共交通に関する業務を移管しまして、バスやJRなどの公共交通に関して専門部署が担っておりますので、特段、情報共有というのは行っておりません。

○佐藤委員

部署が違うということはそうだと思うのですが、市民の方は、生活の安全に関わることということで電話をかけるのではないのですか。

事務執行状況説明書の市民からの要望事項について、交通関係機関との連絡調整、中央バス、JRとの協議とあります。

私も今言いましたけれども、交通に関して市民の相談がゼロ件という記載を見ると、昨年の積雪によって公共交通の問題はなかったのでしょうかと何回も聞いたのですが、そういう疑問がやはり拭えないのですが、この記載について説明をお願いしたいと思います。

○(生活環境)生活安全課長

生活安全課の市民相談係では、市民からの様々な相談をお受けしております。先ほども言いましたけれども、平成30年度に市民の交通対策に関するもののうち、バスやJRなど公共交通に関する業務を移管いたしました。

市民相談係では、公共交通に関する業務の移行後においても、市民からの公共交通に関する相談があるものと経過を見ていたのですが、公共交通に関しましては市民の皆さんが直接、公共交通などの担当部署へ相談されているため、市民相談係への相談が0件となっていると考えております。

そのため、令和6年度からは市民からの交通対策及び関係機関との連絡調整に関することについてという項目について、生活安全課の事務分掌から規則上削除したところです。

なお、交通対策に関する相談があったときには、他の相談と同様に、相談者の相談内容に応じまして対応してまいりますと考えております。

○佐藤委員

事務執行状況説明書だけを見ている感じでは、どうしてゼロ件なのだろうと、令和4年度のその部分を見ても、ゼロ件だったりとか、何か不思議でたまらなかったのですが、今のような状況であれば、記載もしなくなるとか、ほかの相談も承っているというのもお聞きいたしましたので、安心しました。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。